



本年4月に開校する広島県立広島中学校・高等学校

定例会のあらまし

◎第4回定例会

- | | |
|-----------------|--|
| 12月5日（第一日目） | 開会、会期の決定、決算特別委員長報告—議案採決〔認定可決〕、議案説明、承認案採決〔承認可決〕、同意案採決〔同意可決〕、議案常任委員会付託 |
| 12月8日（第二日目） | 一般質問 |
| 12月9日（第三日目） | 一般質問 |
| 12月10日（第四日目） | 一般質問 |
| 12月11・12・15・16日 | 付託議案の常任委員会審査 |
| 12月17日（第五日目） | 議案審議、常任委員長報告—議案採決〔原案可決〕、閉会 |

一般質問

十二月定例会では、十三名の議員が市政の諸問題について質問しました。

中 曾 義 孝 新 風 21

放課後における学童保育について

質問

①八本松小学校区では学童保育施設として旧出張所を利用しているが、来年度大規模に改修すると聞いている。この場所は区画整理事業区域内で四、五年先には立ち退きとなるが、そのことを知りながら大規模改修をするのか何う。

学童保育の相談事務や入所の受付事務等は教育委員会が行い、施設の新設や修繕を含む維持管理は福祉部が行っている。そのため事務が非常に煩雑となっており、また担当課同士の連携が図れていない。合併を機に機構改革できないか何う。

答 弁：福祉部長
八本松いきいき子どもクラブについては、施設の増設が必要なことから現施設の改修や近隣の空き施設の利用等を検討していたが、より望ましい学校内での整備について敷地確保の見込みが立ったため、その方向で整備をしていきたい。
学童保育事業の目的は子育て

支援及び児童の健全育成の両面があるので、施設整備については福祉部、事業運営については教育委員会が行っている。しかし、利用者の便宜のためにも窓口の統一は必要であり、合併時を機に調整をしていきたい。

質問

②文部科学省が来年度から子どもの居場所づくり事業をスタートすることだが、学童保育施設のない学校区においてこの事業を推進できないか何う。また完全学校週五日制事業とこの事業の連携が図れないか、また図れない課題があるのか何う。さらにこの事業をどのようにとらえ、今後どのように生かそうとしているのか何う。

答 弁：教育次長兼生涯学習部長
子どもの居場所づくり新プランは放課後や週末に子どもたちが安心して過ごせる場を用意するもので、学校外活動の充実や問題行動の未然防止などに役立つものとしてとらえている。本市で

は学童保育施設の有無にかかわらず、文部科学省に事業実施に向け希望を出している。

完全学校週五日制事業としては土曜日に「来てみていろいろ体験講座」を開設している。一方、子どもの居場所づくり新プランは、放課後の取り組みであること、多くの指導者が必要とすること、そしてすべての小中学生が対象でいつ来ていつ

帰ってもよいことから安全性の確保が課題として挙げられる。これらの事業は子どもの居場所の確保という目的では共通しているため、事業実施の際には十分連携を取る中で進めていきたい。

今後この事業の具体的な内容が提示され、採択された際には、青少年の健全育成という面から積極的に推進していきたい。

生活道路の土地の寄付について

質問

法規制前の団地内生活道路については地元負担の緩和により市道認定が容易化されているが、位置指定道路を市に寄付する場合、測量、舗装及び道路側溝の修繕で地元負担が大きい。負担の公平性という意味から補助金交付要綱に加える考えはないか何う。

また七メートル未満の道路を改良する場合には用地の寄付が必要となるが、合併を機に寄付に対し感謝状制度を設置する考えはないか何う。

答 弁：建設部長
位置指定道路は、公道に接していない個人の住宅のために築造された道路であり、道路法に

よる公共の用に供するために築造された道路ではない。また、位置指定道路のうち回転広場のない道路などは道路法に基づく認定道路の対象としていない。市で寄付を受ける道路は、原則として市道認定が可能な道路、認定基準を満足する道路となっている。

しかしながら、地元で道路の維持管理をされ、その費用負担に困られている団地が多くある。このため、法規制前団地内道路については測量に対する補助金や引き継ぎのための道路工事について負担金制度を導入し、管理引き継ぎをしているが、まだ管理引き継ぎをしていない

団地が相当数ある。このため、法規制前団地内道路を優先的に整備する考えである。
なお、今後市道と市道を連絡するような公共性の高い位置指定道路については検討しなければならぬものと考えている。
道路用地の寄付については、改良要望により整備する道路用地として用途を指定するため、個人的にも一定の利益を得ることが考えられる寄付行為であることから、感謝状の贈呈は考えていない。しかしながら、用地提供者には大切な財産を寄附していただくため、感謝の意を表すよう寄付受納書の中で対応していきたい。

たくまじい児童・生徒の育成について

質問

子どもの運動不足が問題視されている。本市では平成十二、十三年度文部科学省の研究課題として「一人一人が生き生きと取り組む体育学習」について研究指定校を決めている。また、平成十四、十五年度は県教育委員会の研究主題として「健康的に生きる児童の育成」を目指してそれぞれ取り組んできたが、その効果の検証はどのようにしているのか何う。

八本松小学校の運動場は非常に狭隘なことから、児童の運動不足が懸念されている。八本松駅前土地区画整理事業が進められる中、運動場の拡張を課題として取り組んでいるのか何う。

また、児童の体力・運動能力が低下する中で、一昨年度、児童の骨折・捻挫等が四百九十四件発生しているが、体力・運動能力の強化に向け、新たな課題があるのか、また指導ビジョン、体力指標はどのように考察しているのか何う。

平成十二、十三年度文部科学省指定「体育スポーツ推進校」については、一人一人の力に合った目標を定めて取り組む「めあて学習の創造」と「運動の場づくりと用具・教材・ルールなどの工夫」を視点として検証を行っている。この取り組みにより「運動することが楽しい」という児童が増え、体力向上へ向けての基礎が整ってきたことは高く評価できると考えている。
平成十四、十五年度広島県指





▲ 体をきたえる子 (八本松小学校)

定、体力・運動能力向上推進校」については、特に劣っていた素早い動きや投げる力の育成を図っている。ソフトボール投げの記録が向上し、休憩時間に外で遊ぶ子どもが増えたといった成果が見られている。また、「健康」を心と体を一体としてとらえており、現代の独自の健康観として高く評価できる。今後の課題としては柔軟性の向上が挙げられるので、準備運動に柔軟性を高める動きを多く取り入れられている。

体力・運動能力向上へ向けた課題としては、新体力テストにおいて小学校低学年を中心に全国平均値を下回る種目が多く見られる。これは運動経験の不足が大きな原因ととらえており、発達段階に応じた動きづくりや運動遊びの積極的な推進が課題である。また、けがが多い中で、運動不足を原因とする身のこなし方の未熟さを解消することや食生活の乱れを改善していくことが重要課題である。

そこで、指導ビジョンとしては、低学年の体育指導の充実を中心課題に設定し、指導力の向上、学校ごとの課題の明確化と指導内容の改善、運動遊びの紹介や食生活の改善を柱として、運動好き、遊び好きのたくましい子どもへの育成に努めるよう指導していきたい。また、体力・

運動能力向上推進校を来年度は二校に増やし、より幅広い実践研究を通して体力の向上を図り、指定校の成果を市内の学校へ広めていきたい。

などを指標としていきたい。八本松小学校屋外運動場の拡張については、周辺土地の状況から現時点では困難であるが、八本松駅前土地区画整理事業の事業の進捗に併せて検討していきたい。

高木昭夫 平成会

市制三十周年について

東広島市は来年度三十周年を迎える。この間の本市の大きな発展は、各方面にわたる多くの市民の不断の努力の結果である。こうした方々の功績を検証し、市制施行三十周年を機に市民全員がたたえる機会を設けてもらいたい。

するものである。名誉市民顕彰の対象は、公共の福祉の増進、学術・技術・芸術や伝統芸能、スポーツ、産業等の各分野において幅広く活躍され、本市はもとより全国あるいは国際的な社会の進歩発展に貢献されるなど、郷土の誇りとして市民敬愛の対象となる方が適当と考えている。市制三十周年に向けての顕彰には幅広く意見を聞きたいと考えている。

本市では表彰条例を設けて市民の表彰を行っている外、名誉市民制度を設けてある。名誉市民は社会の進歩、文化の交流に功績のあった市民、また本市に縁故の深い方々の功績をたたえ、市民敬慕の対象として表彰

本市は今後も長い歴史を刻んでいく。市制三十周年にことさらとらわれることなく、将来もこうした市民の表彰について慎重に検討していきたい。

合併問題について

①現在合併協議をしている五町の財政状況を見ると、借金に頼った財政運営であることが分かる。また合併後十年間は合併

をしなかった場合と同じ交付税が保証されるとのことだが、今の国の財政状況を見ると実現できるのか非常に心配である。この合併が東広島市民の負担増に

なつてはならない。平成十六年度予算で駆込事業を絶対に行わないよう再度各町長の決意を促してもらいたい。

は節度ある対応がなされたと考えている。こうした申し合わせは東広島圏域合併協議会に引き継がれており、新市建設計画に係る財政推計も、合併までに各町で実施する予定の事業を見込んだ上で作成している。また各町の財政調整基金等も所要の金額を合併時に持ち寄ることを首長会議等で確認している。さらに平成十六年度予算編成に当たっては、東広島市の予算編成方針を各町に示した上で合併を念頭に置き、経常経費の削減や補助金の適正化等に努めている。また新規施策については、合併も踏まえた長期的な視点から総合的に検討し、財源は原則として既存の事務事業の見直しにより確保する申し合わせをしている。五町とは毎月開催している首長会議、幹事会、分科会等で新市の一体的なまちづくりや合併後の財政運営等も視野に入れて協議・調整を重ねている。今後もお互いの意思疎通を十分に図りながら具体的な協議に取り組んでいきたいと考えている。

答弁：総務部調整監

合併協議を進めていく中で、協議もなく一方的に行う駆込事業は、関係市町間の信頼関係を大きく損なうものである。また厳しい財政状況の中で、新市の財政計画や財政運営にも大きな影響を与えるので自重すべきと考える。このため、任意協議会でも事業の駆込的な実施を控えることはもとより、以前から計画されている事業であっても合併後の新市の財政運営に大きな影響を与えるような事業については、お互いに協議を行いながら進める申し合わせをしている。職員の採用についても、合併後には職員が過剰になることから、できるだけ臨時職員等で対応し、新規の採用は必要最小限にとどめる申し合わせをしている。平成十五年度の採用職員数は五町全体で、退職者数十五人に対し、採用者数十一人と抑制に努められている。また平成十五年度当初の普通会計予算では前年度比で黒瀬町が六・四%、福富町が九・六%、豊栄町が六・二%、河内町が四・五%のそれぞれマイナス予算になっている。また安芸津町では国道一八五号バイパス着工のための関連工事の増加がある中で〇・一%、約二百七十万円の増にとどまっている。県内の町村平均がマイナス一・九%であることを考えると、五町において

②五町のほとんどは国道三七五号沿いにある。合併により中心部が遠のく不安を持つ住民の利便性を考慮し、新庁舎は国道三七五号沿いに移転・設置してもらいたい。また文化ホールや美術館、消防署、国の合同庁舎等も国道三七五号沿いに集中して立地することを検討してもらいたい。



▲ 中央消防署

答 弁：市長
新庁舎の建設は、合併後の本庁機能を速やかに充実させるために必要と考えている。しかし、現在地からの移転は用地の選定とその財源の確保、跡地利用等様々な問題があり、現在の場所を中心に考えるのが一番よいと考えている。市民ホールは新市の人口規模を踏まえ、新庁舎と併せて建設したいと考えている。

一方、国の地方機関である社会保険事務所、税務署、公共職業安定所、法務局等は一市五町で行政管轄区域が異なっている。関係機関等に対して、管轄区を同一にし、本市に社会保険事務所の新設を含めた合同庁舎の建設を働きかけている。しかし現実には、各省庁間の会計区

分の調整等を含む合意・調整が必要であることから難しい問題がある。特に社会保険事務所は、地方機関の統廃合による効率化が図られており非常に困難性を伴っているが、住民の利便性の向上を図るため引き続き要望していく。

美術館等の文化的な機能を備えた施設については、中央図書館に隣接する県有地へ県と共に建設することを検討している。また消防署についても大変手狭であることから、移転または現在地での拡充の問題が将来起きると思う。ただ今後、ごみ処理・消防業務が中央広域圏の枠組みになると思われ、安芸津町が入ってくるということもあるのが今後の課題にしたい。

少子化対策について —出生率日本一のまちをめぐって—

質問

年金問題、過疎化の問題、不況の問題の多くは少子化と深く関連している。少子化対策を最優先課題ととらえ、子どもを安心して生み育てられる環境を整備していく必要がある。「出生率日本一東広島」を目指して、子育て支援制度、まちを活性化させるための女性を支える制度をより一層充実していただきたい。

答 弁：福祉部長

我が国の少子化は急速に進行し、平成十四年度には一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は一・三二と過去最低を更新している。少子化の進展による人口の減少は将来の年金や健康保険など社会保障制度の維持が困難になるなど深刻な影響が懸念されることから、国においても新エンゼルプランや少子化対策プラスワン等様々な対策が推進されている。これまでは専ら子育ての肉体的・精神的・経済的負担を軽減していくことに焦点が充てられ、働く女性を念頭に置き、保育サービスの充実を始めとする子育てと仕事の両立支援を中心に対策が進められてきたが、依然として出生率の低下現象が続いている。先行きの不透明な経済社会の中で、子育ての不安や負担感に加え非婚化、晩婚化、さらに夫婦の出生力そのものの

低下といった新しい現象に見られるように、少子化の要因は複雑多岐にわたっており抜本的な解決策が見当たらないのが現状である。

この少子化の流れを変えるため、平成十四年七月に少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法が成立し、国や地方自治体、企業等が一体となって短・中期的な少子化対策に取り組むことが定められた。今後十年間の次世代育成支援対策を明文化していく「地域行動計画」の策定が義務づけられ、本市においても現在基礎資料となる実態調査に着手している。この「地域行動計画」には子育て支援事業、母性及び乳幼児の健康増進事業、教育環境の整備、生活環境の整備、職業と家庭生活の両立支援、子どもの安全確保、児童虐待防止の取り組み等、あらゆる領域における次世代育成支援策の数値目標を提示していく。市独自の少子化対策も各般から意見を聴取しながら、内容や数値目標等をできるだけこの「地域行動計画」に盛り込んでいく。次代を担う子どもたちが、健康やかに生まれ育つことのできる東広島市のまちづくりの実現に向けて努力していく。

その他の質問

○道路照明について

東広島市は平成二十二年の米づくりのあるべき姿を実現するため、米政策改革大綱を平成十四年十二月に決定した。七月には食糧法を改正するなど順次新たな米政策を定めている。来年度からの水田農業構造改革交付金には、産地づくり対策と稲作所得基盤確保対策がある。また新たな制度として、集荷円滑化対策と担い手経営安定対策が定められた。

渡 邊 國 彦 翔 風 会

農業政策について

質問

昨年十二月、農林水産省で米政策改革大綱が決定された。消費者重視・市場重視への考え方に立った米づくりの推進や、業者や農業者団体が主役となる需給調整システムの構築がなされると聞いている。この制度の改正点及び農家への周知方法について伺う。

答 弁：産業部長

た「地域水田農業ビジョン」に基づいた取り組みに対する助成制度である。

稲作所得基盤確保対策は現行の稲作経営安定対策に代わるもので、生産調整協力者に対し米価下落の影響緩和対策として制定された。これは生産者と国が一对で個人ごとに拠出金を積み立て、過去三年の販売価格の平均である基準価格をその年の販売価格が下回った場合に、拠出金の中から下落部分の五割を補てんし、さらに固定支払いとして六十キログラム当たり三百円が支払われる制度である。

集荷円滑化対策は、予定している生産量を上回った場合に市場に出回る米が過剰になり米価が下落するため、過剰米を主食用米と区分して出荷する制度である。過剰米は主食用米とは分けて、市場には出荷せず最終的には飼料やみそ、しょうゆ等の加工原料として処理されることになる。この制度には水稲作付面積十アール当たり千五百円の拠出金が必要とされている。

担い手経営安定対策は、米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい認定農業者や農業生



産法人などの担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策に上乘せし稲作収入の安定を図る対策である。対象者は原則として、四ヘクタール以上の水田経営規模の認定農業者と経営規模二十ヘクタール以上の集落営農組織となっている。この制度に加入するには拠出金が必要で、生産者と国が一对三の割合で拠出し基金を造成する。生産者拠出金は基準収入の1%程度になる。補てん単価は都道府県ごとの直近三年の十アール当たりの稲作収入を基準収入とし、稲作収入が基準収入を下回った場合に稲作所得基盤確保対策の補てん金を含めて差額の九割が補てんされる。

それぞれの制度の加入条件として、水田農業構造改革交付金の産地づくり対策及び稲作所得基盤確保対策は、生産調整の達成と集荷田消化対策への加入が必要となる。担い手経営安定対策については、これらに加えて稲作所得基盤確保対策への加入も条件となっている。

生産調整の配分方法は、減反面積の配分から米の生産目標数

国道三七五号御園宇バイパスの進捗状況について

質問

国道三七五号線の御園宇地区では交通渋滞が生じており、早期にバイパスの整備をする必要がある。また、幹線道路の整備は、これからの地域づくりや合併に向けても必要不可欠なものである。そこで、国道三七五号

量へと変わる。具体的には、水田経営面積に応じた米の生産目標数量と合わせて、作付目標面積を配分することとなる。生産調整実施者の確認は、実際の水稲の作付が目標面積を上回っていないかどうかで行う。現在の確認の方法ではなく、水稲共済引受面積と水田台帳の計画面積を突き合わせて確認することとなる。

また、農家への周知については、八月に地区推進委員会を開催し農区長を対象に米政策改革大綱に伴う新たな制度を説明した。九月にはJAと共に要望のあった農区へ外向き説明会を実施している。今後は、JAを通じて広島県、広島農政事務所、広島県農協中央会等が作成したパンフレット「新たな米政策の概要について」を各農家へ配布する。最終的な「地域水田農業ビジョン」は、来年二月に水田農業推進協議会として位置づけられる東広島市農業総合企画推進本部で決定され、その後農区長を通じて各農家へお知らせする。

御園宇バイパスの進捗状況と、

国道三七五号サイエンスパーク付近へ接続するまでの区間の供用開始時期について伺う。

またバイパス開通後は小・中学校の通学路も変更されると思うが、安全対策をどのように考えているのか。

答弁：市長

国道三七五号御園宇バイパスは、昭和五十八年に西条町田口から高屋町稲木までの延長約七・一キロメートルの区間の都市計画決定を行い、現在高屋町稲木から西条町御園宇の市道御園宇長者線までの区間が暫定二車線で供用されている。現在市道御園宇長者線から国道三七五号サイエンスパーク付近までの区間を整備している。このバイパス全線では、全体事業費ペースで九二%の進捗率となっている。

整備中の国道三七五号サイエンスパーク付近までの区間は、



▲ 暫定二車線で供用されている国道375号バイパス

用地買収が完了しており、今年度中に舗装工事を除いた土木工事をを行い、来年度は黒瀬川に架かる橋梁の上部工、舗装工事等を行う予定である。全線供用開始は平成十六年度末の予定と伺っている。市としてもこのバイパスが一日も早く供用されるよう、施行者である広島県に対し引き続き要望していく。

また、バイパス開通後の通学路の変更部分については、横断時の安全確保という観点から学校や教育委員会と連携して県や警察と協議を行い、横断陸橋や信号機設置を引き続き要望していく。

生活関連道路(地元要望道路)の対応について

質問

生活関連道路の整備については、地域からの要望件数が多く、すべての要望に応え切れないと聞いている。本市の今後の発展には今以上に道路整備を推進していく必要がある。生活関連道路、特に要望道路の現在までの整備状況及び合併を控えた今後の要望道路の対応についての考えを伺う。

答弁：建設部長

平成九年度からの第一次道路整備五か年計画の結果、平成十三年度末の道路改良率は五〇・九%と、県の平均改良率四九・九%を上回り、当初の目標を達成した。

平成十三年度末までの要望で市道として整備可能な路線は、百五十七件提出されている。このうち平成十三年度末までの完了路線が七十一路線、整備中の路線が二十路線、未着手の路線が六十六路線となっている。

平成十四年度から第二次道路整備五か年計画に基づき整備を進めているが、平成十四年度から平成十五年十一月末までに三十九件の要望があった。平成十四年度では新規に十四路線に着手し、七路線が完了している。平成十五年では新規に八路線に着手し、現在三十一路線が整備中で、七十九路線が未着手の路線となっている。

今後の生活関連道路の整備については、国庫補助対象事業の採択要件などを参考に採択基準、採択順位、用地買収基準などを定めており、合併協議を進めている五町とは原則本市の基準により整備を行う方向で調整を行っている。合併後も第二次道路整備五か年計画は継続する考えだが、厳しい財政状況の中、未着手の路線すべてに着手することは困難であり、緊急性、必要性、投資効果等を総合的に考えながら可能な限り市道改良の推進に取り組んでいく。



地域水田農業ビジョンについて

質問

平成十六年度からの新たな米政策の実施に伴い、生産調整制度が大きく転換されるが、今年度策定する「地域水田農業ビジョン」の意義は何か。このビジョンの策定を要件に、地域の特色ある取り組みに対して交付される交付金の額はどの程度となるのか。

また、農家が困らないよう早急にビジョンの方向性を決定する必要があると思うが、当面の策定スケジュールを伺いたい。

答弁：産業部長

米の消費量が減少を続ける中、生産調整を継続し、稲作以外の農業を構築することが米政策改革の目的である。「地域水田農業ビジョン」は、特色ある地域づくりを行うため、水田農業や担い手の確保策等について

て、将来計画を取りまとめるものである。このビジョンで明確にした将来像の実現を支援するため、来年度から「産地づくり対策交付金」が交付されるが、広島県への配分予定額は約九億円、本市への交付額は今後内示される予定となっている。

また、ビジョンの策定に当たっては、アンケートや説明会を実施し、生産調整手法、交付金の使途等に関する意見をもとにビジョンの基本方針案を作成した。東広島市農業総合企画推進本部水田農業推進部会で検討し、来年一月中旬までにビジョンの素案を策定する。その後、地区推進委員長会議の意見を受け、二月には東広島市農業総合企画推進本部の決定を受け、「東広島市地域水田農業ビジョン」を策定する予定としている。

教育について

質問

①新学習指導要領のもと、確かな学力を定着させるため県教委が実施している基礎・基本定着状況調査の本年度の結果をどう評価しているか。昨年度の改善計画がどう生かされたのか。また学校ごとに公表されているのかどうか伺いたい。

答弁：教育長

昨年度に引き続き県内十三市の中では、小・中学校ともトップで良好な結果と評価している。各学校では昨年度の結果を受け、算数・数学・国語・英語の少数指導と習熟度別指導学習における指導方法の改善、小学校と中学校の連携強化、家庭学習の習慣化などに取り組んでいる。その結果、小学校の算数、中



▲ 学校給食フェア

学校の三教科すべてで昨年度を上回っているものの、国語の長文読解に課題があり、今後読書教育の充実に努めていく。調査結果については、懇談会などを通して保護者に公表するとともに、家庭へも協力を依頼し、今後の授業改善に生かしていきたい。

質問

②本年度の体力・運動能力調査では、本県平均値は握力、反復横跳び、五十メートル走、ボール投げ等八種目すべて、男女ともに全国平均値を下回っている。県教委は、規則正しい生活習慣が身につけていないことが原因と分析している。本市では基本的な生活習慣を身につけさせるため、家庭や地域への働きかけをしているのか。各学校で

は改善目標・計画を明確にした取り組みがされているのか。計画・実践・評価・改善というマネジメントサイクルが実践されているのかどうか伺いたい。

答弁：教育長

各学年・男女別のデータを全国・県平均値と比較した資料を、教育広報誌「学びのトライアングル」に掲載するとともに、学校だよりや懇談会で保護者に情報を提供している。また基本的な生活習慣を定着させるため、「朝食をとること」、「睡眠時間の確保」、「外遊び」などを、家庭や地域へ働きかけている。各学校では、学校ごとのデータを分析し、特に劣っている投げの力や跳ぶ力などの向上に向けて、授業で取り組む種目や時間配分の変更など指導方法の改善

に取り組んでいる。体力・運動能力向上推進校小谷小学校では、授業改善によって投げの力が向上した実績がある。全国平均値を小・中学校の全学年において上回ることを目標に掲げ、こうした研究指定校の成果を参考にしながら体力の向上を図ってきたい。

質問

③地産地消と安全性確保の面から完全米飯給食を実施できないか。あるいは米粉を使ったパンへの切り替えはどうか。また食教育の観点から「自由献立の日」を実施したり、「学校給食展」を開催し学校給食の実施状況などを紹介してはどうか。

また、給食物資の検査や指定業者の研修会を実施する考えはないか。また地産地消や経費節減等の観点から、高知市や横浜市中では県学校給食会を脱退しているが見解を伺いたい。

答弁：学校教育部長

本市では、全国平均の週二・八回を上回る週三回の米飯給食を実施している。完全米飯給食の導入については、多彩な食材を通したバランスのよい栄養摂取という学校給食のねらいなどを総合的に検討する必要がある。米粉パンは県内に学校給食用の製造施設がなく、現時点での導入は難しいと考えている。また学校給食の献立は、栄養バランスへの配慮などから市内共通としているが、児童・生徒の希望を取り入れたリクエスト給食を実施するなど、各学校で工

夫をしている。また十一月二、三日には、生涯学習フェスティバルにおいて学校給食フェアを開催し、学校給食や食に関するパネル展示等により、多くの市民に情報を提供した。また、給食物資の品質管理に当たっては、学校給食納入業者に対し、細菌検査結果等の提出を義務づけており、昨年度から衛生管理研修会も開催している。広島県学校給食会は、米と小麦を中心に野菜を除く給食物資を安定した価格で供給されている。細菌・農薬検査も実施されており、安全性の面からも引き続き利用していきたいと考えている。

質問

④学校諸費会計について、今年県立高校で生徒の積立金の不正流用という不祥事が起きた。こうした不祥事が起こらないよう金銭管理マニュアル等は整備されているのか。管理体制・監査体制はどうなっているのか伺いたい。

答弁：学校教育部長

小・中学校でも教材費、給食費、PTA会費などの現金を直接管理している。「各種外郭団体等の会計事務取扱要領」及び「学校における会計事務取扱について」に基づき、校長の管理のもと、会計事務ごとに出納責任者、備えつけるべき書類等を確認している。出納状況の調査や報告の回数も示しており、確実に処理するよう今後も引き続き指導していく。



DV（配偶者からの暴力） 相談の支援について

質問

DV（ドメスティックバイオレンス・配偶者からの暴力）に関する電話相談は、被害者が悩みを打ち明けることができる場で、大きな役割を担っている。本市においては、平成十三年にDV被害者民間支援団体ネットワーク「虹」が電話相談を開設され、県内唯一のNPO法人として活動を続けられている。相談件数は開設以来六百六十二件で、そのうち市内の方からの相談件数は百五十一件となっている。

答弁：市民部長

現在、相談員の方は無給で活動されており、事務所の維持管理費等大変厳しい財政状況にある。本市も今年度から補助金を交付し支援しているが、増額し活動支援体制を充実すべきではないか。

その他の質問

○国から地方への補助金削減による影響について

分に行われていない。本市が昨年度実施した意識調査においても「命の危険を感じるほどの暴力を受けたことがある」という回答があった。被害を受けた女性が相談しやすい環境づくりが望まれており、特に専門知識を持った者による相談体制の整備が求められている。こうしたことを踏まえ、本市でも今年度、無料相談事業に対する助成制度を創設したところである。

DV被害者民間支援団体ネットワーク「虹」は、専門相談員を中心に医師、弁護士、警察等と連携して「全国共通DVホットライン週間」や「ひろしまDVホットライン」と位置付けた無料電話相談を実施されるなど、DV被害者を支援している活動団体であると認識している。本市としても、市民のニーズを踏まえながら今後の支援策に取り組んでいきたいと考えている。

石原 賢治 市民クラブ

聴覚障害者に対する 情報保障について

質問

学校行事における手話通訳について、学校全体の行事にのみ設置し、その他の行事には別制度の利用をお願いすることは、保護者に情報を保障しているとは言えない。ノーマライゼーションとは、障害のある人があるがままの姿で他の人と同等の権利を享受することができる状態である。すべての学校行事に、また行政が行う行事に主催者の責任において手話通訳者を確保することは当然であると考えられるかどうか。

質問

手話通訳者の配置については通訳者の位置や距離、明るさ、対象人員、対象者の位置など通訳環境を整える必要がある。そのためには主催者と通訳者が十分に話し合いのできる体制づくりが必要であるが、どのように考えているのか伺いたい。

質問

手話通訳者は普段使わない筋肉を使うことにより、頸肩腕症候群になることが多いと聞いている。通訳者の健康管理について十分な配慮が必要だと考えるがどうか。

答弁：福祉部長

行政が主催する行事に手話通訳者を配置することは、行政の責務であり、ノーマライゼーション理念を定着させるためにも必要なことであると考えている。そのため、講演会等、市主催の行事に手話通訳者を配置してきた。今後も引き続き聴覚障害者の情報保障を行っていく。

答弁：学校教育部長

学校において、すべての保護者に情報を保障することは重要なことであると考えている。学校行事に手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業もその考え

に立って昨年度から始めたものである。当面は大きな学校行事に対して派遣をしているが、今後は関係機関や団体と協議しながら検討をしていく。

正確な情報を保障するために、手話通訳者等の通訳環境を整えることが必要であり、主催者と通訳者等が事前の打ち合わせを行うことなどを通して改善を図っていききたい。

質問

手話通訳者の頸肩腕障害については、派遣事業制度の中で毎年一回検診を行い、その結果に応じて派遣回数や派遣時間を調整し、通訳者に過度の負担がかからないよう配慮している。また、通訳者自身が頸肩腕障害に対する知識や通訳上の問題を検討する研修会を開催したり、手話通訳士の資格を持つ身体障害者専門相談員が相談に応じるなど、手話通訳者がストレスや悩みを一人で抱え込まないような体制をつくっている。手話通訳

治安の悪化防止対策について

質問

都市化が進む中、本市においても治安が徐々に悪化している。西条駅前商店街ではシャッターが下りているところが増え、一方ブルーバール沿いではコンビニが二十四時間稼働するなど、若者がたむろしやすい環境となっている。商店同士の連携などが希薄になっているのではないかと感じるが、この

ような状況をどのように分析し、今後、治安確保のためのまちづくり、地域の支援体制をどのようにつくっていくかと考えているのか伺いたい。

治安悪化に対しては、地域のコミュニティ防犯組織の支援もさることながら、事件を誘発する環境を行政としてどのように改善・整備をしていくのかが問われている。特に公園などの公

者が健康な状態で通訳活動をしていくことができるよう、健康管理について引き続き十分配慮をしていく。



▲ 安全・安心パトロール

平和行政の推進について

質問

川上弾薬庫において、テロを想定した陸上自衛隊の警護訓練が実施されたが、川上弾薬庫がテロの標的とされる要因について伺いたい。

新市建設計画案の中では、「市民の安全確保と土地の有効利用を図るため川上弾薬庫の返還を促進する」とあるが、具体的なプロセスを伺いたい。

では、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会、全国市長会、全国基地協議会等の機関を通じ再三要望している。今後も国の外交交渉に期待し、粘り強い要望活動を継続していきたい。返還が実現するまでは、施設周辺の住民生活に支障のないよう注意を払い、危機管理体制を確立しておきたい。国民保護法制の審議の経過を注視し、危機管理体制とも連動して検討していく考えである。

イラクへの自衛隊派兵を中止し、国連を中心とした非軍事復興支援に軌道修正をさせる役割を担うべきと考え。自主性及び自立性を求められている自治体の首長としてのイラク自衛隊派兵に対する考えを伺いたい。旧日本軍が大久野島で製造した毒ガス弾が市内に遺棄もしくは埋設されている可能性がある」と報道されたが、どのように対処されたのか、また今後どのように対処するのか伺いたい。

イラクに対する復興支援、人道支援は、国際貢献の観点から必要なことと思っており、その内容や手段については国において慎重に対応されることを期待する。テロ行為に代表される暴力と報復の連鎖を止める取り組みにより、一刻も早く国際社会全体の平和と安定が築かれることを願っている。

答弁：市長

米国軍並びに米国を支援する国をもテロの対象としているイラク情勢からすると、在日米軍施設である川上弾薬庫を標的としたテロ行為の可能性は否定できない。施設を守り、市民をテロ行為から守るという意味において、今回の警護訓練は意義のあるものと受けとめている。川上弾薬庫の早期返還に関し

毒ガス弾等については調査した結果、川上村史の中に「海軍弾薬庫として宗吉地区が対象となり、飯田下組も陸軍の兵器補給支廠となり、土地が収容された。飯田区磯松の山林に陸軍被服支廠の倉庫が建ち並んでいた」との記載はあったが、毒ガス等に関する記載はなかった。また、聞き取りによると、現在のシャープの第三工場付近に陸軍の施設があったとの記憶はあるがどういった施設であったかについてはわからない」との

共施設の暗がりをなくすことや、防犯灯などの基準にとらわれない設置などを行っていく必要があると考えるがどうか。また市民の安全に関する条例とその施行規則について、防犯面について、より実効性があるように豊富化することも必要ではないかと考えるがどうか。

答弁：総務部長

社会構造の変化、地域社会における連帯意識の希薄化、情報伝達手段の多様化による有害情報氾濫などを背景に、本市においても平成十四年には二千五百四十三件の刑法犯罪が発生している。とりわけ住宅へ侵入しての窃盗や路上での強盗などの犯罪件数は総件数の八二%と多く見過ごすことができない。

こうした状況は、市民の社会経済活動や将来を担う子どもたちを取り巻く環境に重大な影響を及ぼしかねず、警察の指導のもと、市民と行政が一体となって犯罪の起こりにくいまちづくりを進める必要がある。

安全・安心パトロール事業の継続実施、「わが町を守り隊」の啓発活動の支援など、安全な市民生活の実現を目指すことが必要であると考えている。

公園の照明灯については、利用者の安全確保上、できる限り整備することとしている。樹木の成長により暗がりになることもあり、定期的に調査を行い、樹木の剪定、照明灯の修繕等随時対応している。今後も引き続き、安全上問題がある箇所に優先的に照明灯を設置し、安心できる憩いの場となるよう最善の努力をしていきたい。また防犯灯も、市民の安全を守る観点から、行政区長の要望等により、防犯上問題がある箇所等へ引き続き年間百八十基程度設置するよう計画をしている。

市民の安全に関する条例については、県が制定している「減らそう犯罪」ひろしま安全まちづくり推進条例に基づき、警察などと連携を密にして犯罪防止活動の強化に努めていきたい。

農業の振興について

質問

合併後の新市全体の地域性や高齢化を考えると、農業の維持・強化を図っていくことは避けて通ることができない問題である。効率的に農業を行うには圃場整備が必要であるが、これからの補助事業は確実性が問わ



れ、新規制度においては経営体育成のための要件が必要となっている。圃場整備の採択に不可欠な担い手の育成や集団化などに対し、どのような支援・援助・指導をしていくのか、また事業推進に向けた決意を伺いたい。

答弁：市長

本市においては、農業生産の向上、生活環境の整備、農業構造の改善を図ることを目的として、圃場整備事業等を計画的に推進している。圃場整備事業は、近年、経営体育成を必須要件とした事業の採択に重点が置かれていく。これは将来的にも安定した農業経営を行うため、設備投資を集約し、効率的な農業経営を行うことのできる担い手が必要であるとの考えから、要件が設定されている。広島県ではその担い手として集落農場型農業生産法人等の育成を重点施策として取り組んでいる。

本市の農業環境を考えると、地域農家が参画する集落農場型農業生産法人の育成は地元にとっても受け入れやすいと考えられている。そのため、法人設立に對し、国・県補助金を効果的に取り込みつつ、積極的に支援を行ってきた。その結果、既に五法人が特徴ある農業生産活動に取り組まれている。

また法人化へ向けて、現在、圃場整備事業が終了した上三永地区、圃場整備を推進している井之邑・中郷地区において、地



その他の質問

○低入札の問題と業務委託の最低制限価格設置について

市内での協議を進められていく。地元からの要請があれば、専門的な知識のある広島県農業会議や経営を軌道に乗せている法人の代表者等を研修会に派遣し支援している。また他の地区についても要請により、JA等関係機関と連携を図り地元に向いて説明を行うとともに、先進地区法人の事例を取りまとめ資料を提供している。

法人設立が具体化した際の国・県の支援策について、新年度からは、農地の集積に対する補助金も大幅な削減が打ち出されている。また施設に対する県補助についても大幅な変更が見込まれている。

今後の農業振興としては法人化も大きな柱の一つであり、国・県の動向を見極めて支援を行いたい。最終的な運営はそれぞれの主体的な活動に委ねられるものであり、今後とも地元における合意形成を図りながら事業を促進していきたい。

学校給食について

ことである。ただ、毒ガスの廃棄に関する民間会社史や占領軍の報告も存在している。さら

に情報収集をし、国の取り組み方針を待つて対応を考えていきたい。

質問

学校給食のセンター化については、市内を六ブロックに分けて整備するミニセンター化構想を転換し、既存のセンターに加え、一万食規模の大規模センターを建設する三センター化構想を打ち出された。

転換する理由として、合併への対応、急激な児童・生徒数の増加への対応、単独調理場の老朽化への対応、財政効率の追求、安全性の確保を挙げられている

が、どれ一つ合理性がない。

大規模センター化構想を全面的に見直し、原点である学校給食法に立ち戻り、合併後を視野に入れた地域や学校の実情に即した自校方式の継続及びミニセンター化を基本に検討していただきたいと思うがどうか。

答弁：学校教育部長

学校給食施設については、衛生管理の観点からドライシステムに変更するよう求められている



▲ 西条学校給食センター

るが、これにはかなりの期間と費用が必要となる。また単独調理場では必要な用地が確保できない学校もある。そのような中、行財政活性化懇話会からセンター化の提言を受け、経済効率、食の安全性からミニセンター方式で整備することとした。

しかしその第一弾として開設した西条学校給食センターでは平成十七年度には予想を上回る食数が見込まれ、その対応が必要となった。また、合併への対応についても検討することとなったため、学校給食センター設置検討委員会を設け見直しをすることとした。

見直しに当たっては、合併への対応、急激な児童・生徒数の増加への対応、単独調理場の老朽化への対応、財政効率の追求、安全性の確保を視点として検討した。その結果、一万食規模の大規模なセンターを整備する三センター化構想の中間まとめとした。なお、建設候補地は広い用地と公共下水の整備がされ、市内全域への配送が可能なテク



行政サービスの業務委託について

質問

自治体の委託契約に関連して受託企業の労働者の雇用、労働条件の悪化など深刻な問題が広がっている。函館市では地元業者、地元資材の優先的使用や、地元労働者などを積極的に雇用することなどを指導徹底している。雇用の安定や労働条件の向上を図るため、最低制限価格制度などを活用した入札制度システムを導入する考えはないか。

電算化による事業所の事前登録審査において、各種社会保険事業所の登録や従業員の賃金台帳、就業規則、健康診断の実施、県・市の賞罰の有無などを申告項目とし、さらに総合評価方式で契約に自治体政策の観点を入れていくことも重要と考えるが、見解を伺いたい。

答弁：建設部長

建設工事関係の業務委託への最低制限価格制度または低入札価格調査制度の導入については、低価格での入札が行われる状況になれば検討していきたい。なお、建設工事請負契約約款の特約事項で、主要資材の購入や下請は極力市内の業者に発注するよう請負業者に求めている。

入札参加資格審査申請に社会保険事業所の登録等の審査項目を加えることは、申請者の中には個人事業主もいることなどから、一律に審査項目にすることは難しい。今後広島県内で統一して導入予定の電子入札参加資格審査申請システムの開発の中でどのような対応ができるか検討を行っていきたいと考えている。

なお、総合評価入札方式による入札制度は、高度の創造力、応用力、知識力を総合的に求められる業務について国等で実施されているものである。このような制度は事務が煩雑で、評価基準が一律でないことなどから、通常市が発注する設計業務委託等で実施することは非常に難しいと思われる。

また、建設工事関係の業務以外の業務委託への導入については、公共性配慮項目を設け、総合的に評価することは可能である。しかし、特別な入札手続などが必要なことや事務量が増加すること、また必ずしも低価格入札者が落札者とは限らないことなどもあるので、この制度の導入にどのようなメリットがあるか他市の事例を参考にしながら研究をしてみたい。



小川 宏子 公明党

予防医療について

質問

①聴覚障害児に早くから療育をすることで、言葉の発達が遅れるなどの様々な問題を最小限にすることが可能であると聞かれています。そのため、障害をできるだけ早く発見し、子どもとその家族に適切な支援を行う必要がある。

岡山県では新生児聴覚検査事業をスタートさせ、約七割の赤ちゃんが検査を受けていると伺っている。広島県においても既に幾つかの施設で独自に新生児聴覚検査が実施されていると伺ったが、本市での取り組みを教えてください。

答弁：福祉部長

新生児の聴覚検査事業は広島県の事業として十一月から始まった事業である。子どもの聞こえの障害に気づかない場合、耳からの情報に制約があるためコミュニケーションに支障を来し、言語や情緒、社会性の発達にも影響が生じてくる。そのため、できるだけ早期に発見し、早期に本人や家族への適切な支援が必要となる。こうした点から現在、乳幼児健診、三歳児健診においては問診を行ったり、絵シートを子どもに見せて保護

者がささやいたりすることなどで検査を行っているが、近年の聴覚検査法や機器の発達により、出生後の早い時期に多角的な検査が行えるようになった。そこで、岡山県が先にモデル事業として取り組み、今年度広島県でも新規事業として開始に至ったと聞いている。

実施方法については、検査機器が整備された医療機関から検査を受託する旨の意思表示を受け、県内の新生児聴覚検査実施機関一覧表を各市町村に配布し、事業の趣旨等と併せて母子健康手帳交付の際に母親などへ情報提供を行っている。出産後の入院中に保護者の希望に基づき、睡眠中の新生児に音を聞かせ脳波を見て判断する方法と、聞かせた音に反応して放射する音を集め記録する方法のいずれかを二回行うものである。新生児期の大変微妙な期間の検査であるので、慎重に対処しプライバシーへの配慮もされている。聴覚に障害が疑われる状態であればできるだけ早期に保護者への支援も行う事業で、市内では現在三医療機関でこの検査が可能である。市としても、この事業の趣旨に沿った啓発に努めていきたいと考えている。

質問

②がんを早期に発見し、治療して生き生きとした生活を送りたいと日々健診を受ける方が増えている。本市における乳房検査は触診法であるが、一九九八年に効果がないことが報告されており、対応の遅れを指摘する声もある。そこで厚生労働省は視触診だけの検査を廃止する方向で検討を始めている。乳房エックス線撮影検査・マンモグラフィによる乳がん検査は早期発見による死亡率低下に効果があると認められているが、全国では四八・二％の自治体しかこの検査を実施していない。乳がん検査の見直しに対する本市の今後の対応を伺う。



▲ 乳幼児健診

答弁：福祉部長

現在、乳房検査は乳がんの早期発見を目的に、医師による視診と触診で行っている。マンモグラフィによる検査は乳房を圧迫した状態で二つの方向からエックス線を照射し、乳腺組織内部をフィルムに写し出して診断をする検査方法である。欧米では既にこの方法が主流を占めているが、我が国では視診、触診が主で、本市でもこの方法で行っている。県内の大部分の自治体も同様な状況にある。このような状況の中、この方法で検査を受け見落とされた女性の訴えが契機になり、厚生労働省も検査方法を見直す方針を出した。また東広島地区医師会から

も乳房検査のあり方について意見をいただき、相談もしているところである。しかしながら、集団で行う検査車は県内に二台しかなく、市内でマンモグラフィ検査が可能な医療機関は二か所しかないという実態がある。平成十五年度の乳房検査受診者は二千九百二十九名で増加傾向にある。集団で行う検査車の一日の受入能力は最大七十名前後と聞いており、医療機関での検査が診療の間隙を縫って行われている実情から考えると、現段階では全ての希望者に応える検査はかなり難しい状況にあるのではないかと考えている。

厚生労働省において乳房検査のあり方について検討会を立ち上げるといふ報道もあり、今後具体的な検討内容を見て、関係機関の意見も聞きながら方向を定めていきたい。いずれにしても、乳がんは自分で発見でき、二十歳以上の女性には毎月一回しこりを見つける自己検査が大変重要である。こうした方法の啓発も保健事業の中で進めつつ、県の動向も見ながらより良い乳房検査を行っていきたいと考えている。



市立図書館のさらなる充実について

質問

少子高齢化、景気低迷中の現社会において、幼児・児童・青少年の健全育成をバックアップし、高齢者に生きがいを与え、ビジネスマンへ情報を提供するなど、図書館は重要な役割を担っている。また、生涯学習への関心から、図書館に対する市民の期待は一段と高まりを見せている。

本市では、平成四年にサンスクエア図書館が、平成六年に中央図書館が開館した。人口の増加とともに利用者も増え、図書

の貸し出しも毎年増加している。中央図書館一階には公共図書館では珍しい親子読み聞かせコーナーを設けるなど、親子の触れ合いにも十分配慮された施設になっている。さらに、大型移動図書車「としよまる」による市内三十八か所のステーションへの巡回も大変好評だと伺っている。また、今年三月には電子図書館システムが導入され、インターネットによる本の検索や各小学校からのクラス単位による本の予約もできるようになった。五月末には広島県立図



書館の「来いぶらりいネット」と接続され、各地の公共図書館と相互に貸し借りをする利用件数も増えている。

このように市民サービスの向上のために努力をされているが、利用者から見れば休館日が少ないものかとの思いがある。そこで、大幅に伸びた利用者のニーズに応え、休館日を少なくする方策として、祝日また日曜日の開館に向けて見直しはできないか伺う。

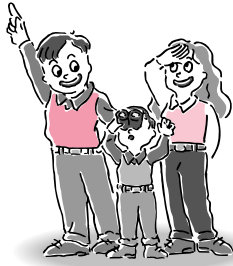
また、現在、開館時間は午前十時から午後六時までとなっているが、女性の社会進出が進む今日、子どもの居場所づくりや子育て支援をサポートする上からも、図書館が遅くまで開館する意義があると考える。そこで、夏休みや冬休みの期間限定の時間延長も含めて開館時間の見直しができないか伺う。

答 弁：教育次長兼生涯学習部長
図書館の休館日の見直しについては、これまで二回行って

る。中央図書館については移動図書館の運用との関係が深く関わっている。移動図書館は現在火曜日から金曜日までの間は毎日巡回しており、この関係から祝日を閉館してその翌日を休館とすると、移動図書館によるステーションへの巡回回数が増えることとなる。そのため、移動図書館を優先させる考えからこれまで祝日を休館としていたが、再度検討しサンスクエア児童青少年図書館も含めて可能な限り市民の要望に応えるように努めたいと考えている。

現在、中央図書館における年間を通した時間別の利用者数は午後二時から四時までがピークとなっている。開館時間の延長により家庭から本の予約が可能となることなどを考慮するとともに、今後、利用時間の実態を再度精査し、休館日の見直しと併せて一体的に検討していきたいと考えている。

答 弁：建設部長
一括下請については、平成十三年四月一日から施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、公共工事については全面的に禁止され、把握をしている範囲においては一括下請の事実はない。



門田 啓

日本共産党

入札制度のあり方と改善について

質問

本市における公共工事の不正については、まず平成八年度と十二年度において、元請会社から下請会社へ一括下請された疑惑がある。また平成十三年度の公共工事においては元請会社が下請一社と契約しているにも関わらず、二社に発注したかのよう注文書書を偽造して市に提出している。平成八年度においても同様の疑いがある。さらには元請会社が下請会社の職員の資格を借りて長年工事を行ってきたこと、平成八年度の工事においては実態のない会社を書類上設立し下請として契約を結んでいること、元請会社が下請会社に対し時効を計算してかまわしをしないことがある。公共工事における不正の是正と将来の健全な公共事業を確保するためには、厳正な調査と対応をすることが必要であると考えるが、市はこのような事実を知っているのか。

元請と下請の請書の偽造については、現在まで問題になったことはない。なお、市には捜査権がないため、請書の偽造等の真偽を確認することはできず、通知制度のため確認する必要もない。しかしながら、偽造等により法人の役員などが逮捕、または公訴された場合は、指名除外等の処分を行うこととしている。防止対策としては説明会等で業界を指導していきたい。

名義貸しについては、市の工事で下請会社の職員を元請会社の職員として通知していたという事実はない。事実確認の方法としては、現場代理人及び主任技術者等について健康保険証の写し等雇用関係が確認できるものを添付することとし、それを建設工事契約管理システムに入力し内容の照合、技術者の重複の有無等を確認している。また、

二千五百万円以上の工事については日本技術者情報総合センターの実績情報システムに登録することも義務づけ、全国の官公庁の発注する公共工事等との技術者の重複等の確認ができる体制をとっている。

実態のない企業への下請については、市に提出する下請通知書に下請業者の建設業の許可証の写しを添付することになっていくが、仲介役としての下請や実体のない会社については、現行の届制の中で実体をつかむことは難しい状況にある。ただし、明らかにすれば建設業の許可の取り消しという監督処分を受けることになる。また、建設業の許可を持っていない業者であれば元請業者に対し、下請業者を変更するよう措置請求すること

基地問題と平和行政について

質問

川上弾薬庫は市民、県民の基地撤去を訴える政府への働きかけにもかかわらず、未だ撤去されていない。また、米国のイラクへの侵略攻撃が行われたことにより、テロ攻撃の標的にされかねない状況にある。市民の安全と平和を守る見地から米軍川上弾薬庫の撤去に取り組むことが求められていると思うがどうか。また、市民の安全のためにマニュアルをつくり、避難訓練をしているのか。

自衛隊のイラク派遣について閣議決定されようとしている。イラクへの派遣には国民の多くが反対しているが、二度と戦争





▲ 川上弾薬庫

管理体制を確立し、あらゆる事態を想定した対応策を確立しておきたいと考えている。

イラクへの自衛隊派遣については、基本的には国の防衛や外交上の問題であるところから、イラクに対する復興支援や人道支援は国際貢献の観点から必要なことと想っている。その支援内容や手段については国において慎重に対応されることを期待する。またテロ行為に代表される暴力と報復の連鎖を止める取り組みにより、一刻も早く国際社会全体の平和と安定が築かれることを願っている。

原村演習場については演習を行う場合には陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊長から事前に通知を受け、市では速やかに防災無線により周辺住民に対して実施日時、演習内容等の周知をしていく。

夜間演習については周辺住民から苦情があり、その都度直ちに住民の方と原村演習場の管理事務所に出向き、住民生活に対する配慮を申し入れてきた。こ

れに対し、陸上自衛隊海田市駐屯地からは、重機訓練は住居の近くを避けた場所で行うこと、重機訓練についても事前に市へ通知をすること、所定のヘリポート以外へは着陸しないこと、住居周辺での低空飛行を行わないことなどを決定したので各部隊へ徹底する旨の回答をいただいている。

苦情のあった夜間演習は実弾射撃、空砲射撃などではなく、自治体等の要請による風水害、地震などの自然災害や山林火災などへの出動に対応するため、重機やヘリコプターの操作、実地訓練を行ったものであり、二次災害を防止するための夜間作業を想定しての演習と伺っている。中止要請を行うような案件ではないと考えている。今後も管理事務所と連携しながら周辺住民の生活に支障のないよう適切な対応をしていく。

また、演習場周辺への補償については、防衛施設費による整備を線引きという形では設けていないと承知している。



井原 修 平成会
産業振興策の成果と
今後の展望について

質問
産業構造が目まぐるしく変化
する中、本市の産業については
様々な振興施策が行われ、飛躍
的に伸びてきた。市制施行三十
周年を迎える前にその成果を伺
いたい。

答弁：市長
今までのように企業を誘致す
るだけではなく、新たな産業を
掘り起こすことも含めて様々な
施策が必要と考えるが、どのよ
うに産業振興を図っていくの
か。

は、第一にこれまでと同様に県
と連携し、外資系の企業を含め
た新規企業誘致を進めていくほ
か、工場跡地の代替企業が早期
に立地できるよう誘致施策の拡
充も視野に入れながら、誘致活
動を進めていきたいと考えてい
る。第二に国際競争力の強化の
ため、技術高度化に対する支援
や販路拡大支援事業なども活用
していきながら、引き続き積極
的に支援する必要があると考
えている。第三に恵まれた知的
インフラとの連携を強化し、新
産業の育成を支援していくこと
が重要であると考えている。この
ため、新産業創造センターとコ
ラボスタジアムを中心に、産・
学・官連携事業を展開し、ベン
チャー企業の積極的な支援によ
り、地域独自の新産業創出を行
わなければならないと考えてい
る。また、地元企業の企業訪問を
充実させ、技術高度化や事業転換
など、よりきめ細かく実態に即
した施策の展開をしていく。こ
のような施策により、新たな成
長産業の動向を見据えながら、
次世代型産業にも力を注いでい
きたい。

本市は来年三十周年を迎える
が、賀茂学園都市建設や広島中
央テクノポリス建設に係る事業
を推進する中で、産・学・住の
都市機能のバランスに配慮しな
がら計画的な都市づくりを実施
したことから、全国でも注目さ
れる成長力の高い都市になった
ものと考えている。産業につい
ては磯松、御園宇、吉行工業団
地により内陸型工業都市として
の基礎が築かれ、さらにテクノ
ポリス法や頭脳立地法の地域指
定を受け、県内でも有数の高度
技術産業が集積するハイテク産
業都市へと変貌を遂げている。
三十年間で製造品出荷額は四四
八%もの増加となり、多くの施
策の相乗効果により著しい変貌
を遂げてきたことがわかる。
今後の産業振興施策について

をしてはならないという強い平
和への思いがあるからではない
か。自衛隊をイラクへ派遣す
ることについてどのように考
えているのか伺いたい。
原村演習場については、夜間
の地響きと騒音をなくすため空
砲射撃と重機使用の夜間訓練を
行わないこと、また民家や公道
の近くで銃器を使用しないこと
を住民は求めている。これらに
対する見解と今後の対応を伺
いたい。

また、濁水に対する補償につ
いては、過去に水道事業を補償
として行っている。しかし、濁
水の影響だけでなく、空砲や
重機の実戦訓練で広い範囲の住
民が騒音や振動の迷惑を被って
いる。補償をする影響区域の見
直しを防衛庁に要望する必要が
あると思うがどうか。

川上弾薬庫において十一月に
二日間にわたり警護訓練が実施
された。テロ行為を想定した訓
練であり、効果的な警護ができ
るよう体制を整えておくために
実施されたものである。現状の
イラク情勢などから判断する
と、主要施設を狙ったテロ行為
の可能性は否定できない状態に
ある。在日米軍施設についての
可能性も同様と言わざるを得
ず、市民を守るためにも自衛隊
により警護訓練が行われたとい
うことは意義のあるものと受け
とめている。

施設の早期返還については、
新市建設計画の中にも位置づ
け、これからも粘り強く要望活
動を行っていく。また、返還ま
での間は住民生活に支障のない
ように注意を払うとともに危機



市街地整備について



質問

中心市街地及びその周辺における都市計画道路については、都市計画決定から四十年経過する中で、まだこれらの機能が十分に果たせてないものが多数ある。都市計画のあり様、進捗状況、今後の方向性について年次別に示していただきたい。

ブルバールや中央巡回線、吉行飯田線、吉行泉線、西条駅北線も含めて、中心市街地を取り巻く都市計画道路全体のあり様について、都市計画の観点から展望を伺いたい。

答弁：都市部長

ブルバールについては、平成十七年度末の完成を目指して四車線化や西条駅前広場の整備を行う予定としている。この完成によって、西条市街地と広島大学を結ぶ学園都市の都市軸の形成が促進されるものと考えている。

西条中央巡回線については、土与丸地区の国道三七五号から国道三七五号バイパスまでの区間について、平成十六年度末の供用開始を目指して整備を進めている。また平成十七年度以降、市道土与丸上三永線の改良計画との整合を図るため、国道三七五号バイパスから東側の約六百

メートルの区間について事業着手していく予定としている。

県道吉行飯田線については、県道西条吉川線から半尾川までの区間について現在暫定二車線で供用している。半尾川から東側約三百メートルの区間については、今年度末の工事完了を目指して整備が進められている。さらに国道三七五号バイパスまでの区間については測量及び実施設計に着手しており、来年度には用地測量を行い、平成十七年度から用地取得が開始される予定となっている。広島県からは平成二十年前半の完成を目標に事業を進めていく予定であると同っている。

吉行泉線については、歩行者、自転車空間の機能強化を図るため、県道吉行飯田線から賀茂広域行政組合消防本部横の西条中央巡回線との交差点付近までの区間について都市計画の変更手続を進めている。このうち、狭隘な道路が多い駅北地区の生活基盤の改善と史跡安芸国分寺跡歴史公園へのアクセスを確保するため、県道吉行飯田線から市道吉行三号線までの一工区から整備を進めていく予定としている。今年度中には測量及び実施設計に、来年度からは用地取得に着手をし、概ね五年で整備を

進めていきたい。本路線の整備が完了した時点で、西条駅北方面から県道吉行飯田線、吉行泉線を経由した中心市街地へのアクセスが可能となってくる。JR山陽本線による南北市街地の分断の解消、駅北地区の生活基盤の改善等を図る上からも早期に事業着手する必要があると考えている。

西条駅北線及び駅北駅前広場については、移動円滑化基本構想で高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、西条駅の駅舎や南北自由通路とともに事業着手していく予

定としている。これらの事業は駅舎のバリアフリー化を促進するとともに、西条駅北方面からの交通利便性の飛躍的な向上につながるものと考えている。これらの西条市街地及びその周辺の都市計画道路の整備は、合併後の都市拠点として位置づけられる西条駅周辺地区の都市機能の強化・充実に資する上において、また西条駅を中心とする市街地の道路ネットワークを形成する上においても重要な事業であり、関係者の協力のもと早期実現に向けて取り組んでいきたい。



▲ 県道吉行飯田線

屋外広告物について

質問

街路に違法広告物が相当数見受けられ、交通の妨げとなった。美観を損ねたりしている。違法広告物の取り外しについては、県、N.T.T、中国電力、警察と連携して年二回活動しているが間に合っていない。早急な対策が必要である。広島市では違法な屋外広告物の取り外しのために、ボランティアとして路上違反広告物除去推進員を募集されている。これには法律上様々な問題もあるようだが、本市においても検討していただきたい。

屋外広告物法では、十平米以上の広告物については申請許可を受けて設置をし、毎年更新をすることとなっている。この法律を遵守するよう取り組んでいるようだが、状況を示していただきたい。

本市における違反広告物対策については、広報を使った屋外広告物規制の一般周知や広告主、管理者への是正指導に加え、年に二回西条警察署、東広島地域事務所、N.T.T、中国電力などと連携をし、不法看板の撤去を実施している。今後とも屋外広告物については美観風致の維持及び一般市民に対する危害防

答弁：都市部長

屋外広告物の申請については平成十三年度から、更新手続をしていない申請者に郵送により連絡するなど必要な手続を指導している。その結果、申請件数が前年度の二十八件から百十一件に増加し、以後年々申請総数及び更新数も増加している。

止、安全対策という観点から条例に基づく必要な規制を行ってきたい。

ボランティアによる違反広告物対策については、広島市では政令市として条例の制定をしており、簡易除去や違反広告物の定義を明確にすることにより取り組みが可能となっている。本市は広島県条例に基づく規制を行っており、同様な取り組みを実施することは困難ではあるが、ボランティア主体の活動による地域美化は非常に重要であると考えている。

なお、国において屋外広告物の改正が検討されており、違反広告物の簡易除去の範囲拡大が盛り込まれると聞いている。ボランティア活動については、法改正の動きや県の条例整備等に併せながら関係機関と協議、検討していきたい。

屋外広告物の申請については平成十三年度から、更新手続をしていない申請者に郵送により連絡するなど必要な手続を指導している。その結果、申請件数が前年度の二十八件から百十一件に増加し、以後年々申請総数及び更新数も増加している。

その他の質問 ○合併問題について



驚見 侑 侑驚クラブ

寺家新駅の問題について

質問 寺家新駅設置の問題が具体化して既に五年も経過している。一方、向洋駅と広島駅の間には既に新しい駅の開業の段取りができています。寺家新駅の設置については地元の方、市、JR等と鋭意努力をされているが、新駅周辺整備と寺家地区開発を同時に進行するのでは、時間的にも予算的にも非常に問題が出るのではないかと危惧している。まずは駅を開業し、それから住宅、学校、幼稚園、文化施設等を含めた駅周辺の整備をすべきである。いつ新駅が開業できるのかをはっきり申し述べていただきたい。

答弁：助役 寺家新駅設置については、計画的なまちづくりの実施及び新たな利用者の確保という二つの観点から駅設置とまちづくりとを一体として進めていく必要がある。このため、二つの地元協議会により駅設置及びまちづくりの実現に向けて取り組みを進めている。

このうち、(仮称)寺家新駅周辺まちづくり研究協議会においては、これまで十一回の協議会を開催し、土地区画整理事業と地区計画制度を用いたまちづくり計画を素案として取りまとめ地元説明を行ったところ、概ねまちづくりに対する前向きな意見をいただいた。これを受けて現在土地区画整理事業によるまちづくりを行った場合の全体事業費、平均減歩率など細かいデータを算出する調査を行っており、来年三月頃には地元説明会を行い、地元協議をさらに進めていきたいと考えている。

また、寺家地区まちづくり研究協議会においては、これまで協議会などを七回開催し、寺家地区全体の幹線道路ネットワークについて協議している。今後駅舎の形態についても検討していくこととしている。



市民プールの建設及び運動公園の駐車場について



▲ 野球場建設予定地

質問

東広島運動公園内の市民プールの建設予定地が野球場専用駐車場にされようとしている。このような変更がいつ合意されたのか。本市は青壮年層の人口が増えているのが特徴であり、保育所、幼稚園、小・中学校においてはプールが充実しているが、高校、大学、一般の方のための公的なプールは未だにない。市民ニーズの高いプールの建設はどのようなものになるのか伺いたい。

運動公園の駐車場の行事が重なる

質問

プール建設予定地の隣接地に駐車場として利用できる場所があることは確認しているが、駐車場の確保のため速やかな対応を迫られている。合併が終わってからの対応では、泥縄式行政になることは明らかであるが所見を伺いたい。

答弁：都市部長

東広島運動公園の整備については、本市におけるスポーツ、レクリエーション振興の中心拠点とすることを目的として整備を進めている。当初の計画面積は十七・三ヘクタールで、昭和六十年五月に都市計画決定を行い同年十一月に事業認可となつて用地買収に着手し、造成工事を経て体育館をオープンした。その後都市計画決定の変更を行い、全体計画面積を二十四・九ヘクタールとして陸上競技場、多目的広場、テニスコート、ゲートボール場を現在までに整備をしている。本年度からは市民の長年の要望であつた野球場建設に向け、都市基盤整備公園において実施設計を行っており、来年度から約三年間で建設する計画としている。

質問

川上米軍弾薬庫の問題について

戦争終結宣言を行ったイラクに自衛隊を出動させることを小泉政権は閣議決定した。人道的支援か、戦争という現実の中に派遣するのか、大変難しい問題を含んでいる。五百名ないし七百名の自衛隊員を派遣すると想定されているが、数名の隊員が死亡される可能性が危惧されている。自衛隊の方の不幸がないように祈るが、世界平和とイラクの復興への手だてとするためには苦渋の選択であると思う。本市には、川上弾薬庫という大

を進めている。当初の計画面積は十七・三ヘクタールで、昭和六十年五月に都市計画決定を行い同年十一月に事業認可となつて用地買収に着手し、造成工事を経て体育館をオープンした。その後都市計画決定の変更を行い、全体計画面積を二十四・九ヘクタールとして陸上競技場、多目的広場、テニスコート、ゲートボール場を現在までに整備をしている。本年度からは市民の長年の要望であつた野球場建設に向け、都市基盤整備公園において実施設計を行っており、来年度から約三年間で建設する計画としている。

市民プールの建設については、現在野球場建設に全力で取り組んでおり、平成十七年二月の合併を控えていることから、合併後の新市の中で総合的に判断し、建設時期等についてさらに検討していきたいと考えている。

駐車場については、全体が完成すれば普通車六百二十五台、大型車十八台、合計六百四十三台となる計画であるが、現在までに暫定の駐車場を含めて普通車五百八十九台、大型車十一台の合計六百台の駐車が可能となっている。しかしながら、運動公園の位置的な要素及び近年のスポーツブームから利用者が増加しているのが現状である。今後、野球場が完成すれば現在の駐車場だけでは充足しないことが予想されることから、将来計画としている市民プール建設予定地を本年度から先行取得し、当面は暫定的に駐車場として利用することとしている。

なお、運動公園の全施設の完成時には、公園中央南側部分の駐車場予定地も整備をするよう考えている。

きな軍事関連施設がある。テロから攻撃される可能性を含めて防御のあり方等の情報を市民に提供し、いつでも市民が対応できるようにするべきであると考えられる。この問題の総括としてどのように市民に安全情報を提供していくのか。火急的な問題であるのでぜひ答えをいただきたい。

また川上弾薬庫についてはいかなる手だてがあるのか、国民の防衛義務は避けて通れないが、このことに対する考えを伺いたい。

答弁：市長

川上弾薬庫における安全対策等については、市では平成十三年十一月に策定した川上弾薬庫等へのテロ行為を想定した防災配備体制をもとに対応していくこととしている。この中身については、広島防衛施設局や西条警察署等からの情報に基づく状況に応じて、注意体制、警戒体制、非常体制をしくこととしており、それぞれ関係機関との連

下村昭治

新風 21

これからの私達の地域の農村・農業のあり方について

質問

昨年十二月に米政策改革大綱が示され、平成十六年度から米づくりの仕組みが大きく転換されることとなる。新たな米政策の実施に向けて、JAと共に開催した説明会及びアンケート調査において、農区長等からどのような意見が出されたのか。

本市の農地面積は約四千ヘクタールで、そのうちの約五割が圃場整備されている。しかし、受益者負担が重く、今後国県補助金も削減の方向にあり、圃場整備事業の推進は難しい状況にある。また本市では農地の集団化を誘導し集落農場型法人の育成に取り組んでいるが、現在の

携により体制及び行動方針などを整備している。

今後、この防災配備体制に基づき内容を徹底するとともに、関係機関とも十分な連携を取りながらあらゆる事態を想定した対応をしていきたいと考えている。

その他の質問

○吉行飯田線について
○合併問題について



ところ、五法人、約百七十八ヘクタールにとどまっている。このような状況のもと、圃場整備が実施できない地域や小規模農家への対策をどのように考えているのか。

水田を農村の環境問題としてとらえ、水田の持つ多面的機能を発揮させるため、形状が悪くまた排水が悪くても育つ景観作物に取り組み必要があるが、他の自治体ではどのような取り組みがされているのか。

来年二月までに策定する「地域水田農業ビジョン」をどのような方法で農家へ周知していくのか伺いたい。

答弁：産業部長

本年九月、「地域水田農業ビジョン」の策定に向けて、JA広島中央と共に市内三十一か所で説明会を開催し、さらに農区長にアンケート調査を実施した。生産調整については「今後必要」との回答が八割近くあったものの、産地づくり対策については「農区ごとにとまるよりそれぞれの農家の取り組みに重点を置く」との回答が二割程度上回っている。産地づくり推進交付金の使途についても「水田機能の維持経費に充てたい」との意見が七八%と圧倒的に多く、特色ある地域づくりとかけ離れた本市の実態が表れている。また担い手については「地域にはいない」という農区が七八%もあり、将来はどうするかとの設問に対し複数回答で「個人の責任で対応」が六五%、「農業公社等への作業委託」が四八%、「地区でまとまる」が三八%と続いている。これらのアンケート調査結果から、当面の採算は度外視しても、自己責任で水田を守っていくかを分析している。

効率的かつ安定的な農業経営を推進するために、最も有効な圃場整備事業が実施できない地域への対策については、基本的にはそれぞれの地域の方がどう将来像を描かれるのがすべてと判断している。地域農業をどう守っていくのか、農村をどう守っていくのか、地域内の議論をお願いしたいと考えている。そのため的手法、手続等の支援は行っていく。

不整形で排水の悪い農地での景観作物等の事例としては、地域循環型社会を目指している山形県新庄市のサトウキビの一種ソルガムや、京都で古くからカモウリとして栽培されているトウガンなどがある。そのほか、牧草栽培と併せた牛・ヤギ・羊の放牧によりイノシシ等の被害対策として実施されている事例もある。具体的に何に取り組んでいくかは地域内で話し合っていたらいいと考えている。

「地域水田農業ビジョン」については、来年二月、東広島市農業総合企画推進本部において決定した後、農区長を通じて各農家へ周知していく。

酒まつりについて

質問

平成二年にスタートした酒まつりも、今年十四回目を迎え、二日間で二十四万人もの集客があった。多くのボランティアの参加を得て開催されているこの酒まつりは、観光資源の少ない東広島市にとって、大変重要な

イベントとなっている。

行政としては、経済効果の検証をする必要があると考えているかどうか。また今後この酒まつりに対して、行政としてどのように関わっていくかと考えているのか伺いたい。

答弁：産業部長

酒まつりの来客数は年々増加し、昨年度から二十万人を超えている。いわゆるリピーターや市外来場者も多く、三大銘醸地と言われる本市を象徴するイベントとして定着するとともに、知名度や期待度も増していると評価している。

観光消費額やその内容、観光客の出発地、交通手段など基礎的なデータを収集し、今後の観光振興施策を構築する上での基礎的な資料にする必要があると認識しており、来年度は基礎的なデータ収集に取り組みたいと考えている。

この酒まつりは、社団法人東広島市観光協会の主催で、商工会議所や西条酒造組合、青年会議所など多くのボランティアの参加を得て開催されている。行政としては、毎年八百万円程度の助成をするとともに、商工会議所青年部と共同で実行委員会・酒広場部会に企画段階から参画をし、開催当日は延べで職員約二百人体制の支援を行っている。今後も、合併関係五町の観光イベントとの一体性や公平性も加味しながら、長期的な視野から関与していきたいと考えている。



▲ 酒まつり

学校給食の地産地消について

質問

現在、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を發揮して子どもたちにゆとりと生きる力を育むことをねらいとして、完全学校週五日制が実施されている。その中でも家庭で親が愛情を持って接することが最も大事なことだと思ふ。

そこで、「弁当の日」を制定すれば、弁当を通して子どもの体調を把握できるとともに、親子の会話も生まれ、子どもを本気で愛情を持って育てることの一助となるものと思う。親が自ら苦労して作った米を弁当にして子どもが持つていくことは、地産地消にもつながることだと思ふが見解を伺いたい。

答弁：教育長

家庭では、親が我が子に対して十分な愛情を持って正面から関わっていく意識を持つことが大切である。特に三食きちんと取る、栄養のバランスを考えたい食事を取るなど、食生活の基礎を育てていくことが強く求められている。

質問

一方、学校給食は、生涯を健康で生きるために食事を大切にする態度や能力を身につけることをねらいとしており、栄養バランスのとれた学校給食を通して食事についての正しい理解と習慣を養うことに努めている。

親が手づくりの弁当を作ることは、親子の触れ合いや感謝の気持ちや育てるなど、教育効果があると認識している。しかし、様々な家庭の事情から持参できない子どもも予想され、市として一斉に「弁当の日」を制定することは難しいと考えている。

なお、東志和小学校では遠足や社会見学、運動会の日に加え、昨年から「感謝する日」を設け、弁当を持参し、すべての人に感謝するとともに、親に手紙を書いている。このように各学校で実態に即し保護者の理解のもと、弁当持参の日を設けることは意義のあることと考えている。

その他の質問

○三永水源池について



森

真理子

日本共産党

新年度予算編成について ―各施策への取組みと予算配分について―

質問

①厳しい財政状況の中にあつて、本市は都市基盤の整備や企業誘致など一定の成果を上げていくが、道路、河川の維持管理など市民生活の安全確保について、即応できる予算と人員配置を要望する。

一方、少子化対策や厳しさを増す市民の暮らしを守る施策など緊急性の高い課題について、より一層の取組みの充実が必要と考えるがどうか。

答弁：市長

新年度の予算編成に当たっては、限られた財源の中で、個々の事務事業の必要性や緊急性を精査し、総合計画に整合した重点施策の適宜適正な実施、行財政改革、地方分権や合併問題への対応などに特に留意して取り組んでいく。

少子化対策や市民生活の安定のための取組みは、極めて重要な課題であると認識している。これまでも子育て支援を始めたとする少子化対策の充実、利便性の向上のための生活基盤整備など、市民生活に深くかかわる施策を積極的に推進したところである。一方、本市の成長、発展を考えると、市街地や交通網の整備など都市基盤の充実強化も図っていく必要がある。都市としての活力と魅力を高め、

市民生活の向上を図っていく上でも欠かすことのできない重要な取組みである。今後も幅広い視点に立って、施策の選択と集中を図りながら、的確かつ総合的に推進していかねければならないと考えている。

質問

②市民生活の安定を図る観点から、まず雇用対策について、緊急地域雇用対策事業は長期雇用の確保につながっているのか。新年度の取組みを伺いたい。

質問

次に、国民健康保険税の減免制度を生活状況に配慮し充実するとともに、資格証明書の発行に当たっては悪質な滞納者かどうか慎重に判断すべきである。また国は、生活保護の老齢加算・母子加算の国庫負担廃止案を示し、介護保険の利用料を二割ないしは三割負担に引き上げようとしているが、仮に実施された場合に本市の福祉水準を維持できるのか市の見解を伺う。

答弁：産業部長

平成十一年度以来、臨時応急の短期雇用を目的に緊急地域雇用対策事業により百八十二名の雇用創出を図ってきた。昨年度

は五名が正式雇用に至っている。新年度は、引き続き積極的な企業誘致や新産業創出に努めるとともに、年齢や賃金面に見られる雇用のミスマッチの解消に配慮しながら就職ガイダンスや就職支援講習会を充実し、より高い就職率の実現を図っていく。

答弁：福祉部長

国保税については、低所得者に対し七割・五割・二割の軽減を実施し、さらに申請に基づき災害や失業等特別の事情等がある場合にも減免をしており、今後も実情に合った対応をしていく。資格証明書は督促、催促等の手続き後、支払能力があるにもかかわらず応じない悪質な滞

納者に対して交付している。次に、生活保護は法定受託事務であり、国の制度改革の推移を見守っていく。生活困窮者に等しく最低限の生活を保障する制度の趣旨を踏まえ、市町村独自の特別な措置は講じるべきではないと考えている。また介護保険については、本人負担の引き上げを含めた制度全般にわたる見直しを議論されている。その動向を注視するとともに、現状を踏まえ市長会等を通じて改善を要望していく。

答弁：水道事業管理者

水道事業は受益者負担、独立採算の原則に則った公営企業であり、負担の公平性等の面から水道料金の減免は困難である。



▲ 就職支援講習会

質問

③少子化対策として、安心して子どもを育てられる環境整備が求められている。来年度も保育所入所希望者の増加が見込まれるが、待機児童を生じさせないよう施設の拡充が必要ではないか。また保護者が疾病等の緊急時に、一時保育を安心して利用できる体制が必要ではないか。私立幼稚園でも預かり保育などの子育て支援事業を実施されており、市としては補助すべきではないか。

次に、いきいきこどもクラブについて、学校の空き教室を利用する場合の判断基準は何か。施設環境にかかわらず指導員の配置基準は一律だが、児童の安全管理に支障はないのか。また開設時間が午後五時までのため児童だけで帰宅させているが、不審者が増えている中、時間を延長すべきではないか。

答弁：福祉部長
本市では、第三希望までの保育所等いずれの保育所にも入所が困難となった場合を待機児童としており、現在三人の待機がある。定員は今年度百六十人増の二千七百九十五人で、現在一千八百四十七人の入所児童がいる。二〇程度定員を上回っているが、大幅に不足している状況にはないと判断している。また一時保育は公立・私立合わせて

十二保育所で実施しており、年間利用者は平成十四年度で延べ七千二百四十九人、一保育所当たり一日平均利用者数は二・七人で受け入れには余裕がある。ただ、一か所の保育所に集中した場合に対応が困難となることも想定されるため、事前の申込状況に応じて保育士を配置するなど、可能な限りの対応をしていきたい。

答弁：学校教育部長
現在、市内六私立幼稚園で預かり保育を実施されている。本市では運営費を補助するなど、幼稚園運営全体に対する支援を行っている。広島県も預かり保育に対して補助をしており、私立幼稚園においても子育て支援の取り組みを推進していただきたいと考えている。

答弁：教育次長兼生涯学習部長
いきいきこどもクラブを学校内に設置する場合は、普通教室・特別教室以外の余裕教室が利用可能かどうか、学校現場と協議して決定している。クラブの定員は概ね四十名で、指導員は一施設二名配置を基本に児童数が四十六名を超えた場合は増員している。支援を必要とする障害児一人につき一名の指導員を配置している。室内外それぞれの場所で、遊具の使い方の指導等を行いながら事



故のないように努めている。また開設時間は、就労支援と児童の自立支援を考えたうえで午後五時までとしている。帰宅の際は、同じ地域の児童がグ

④読書離れが読解力低下の要因の一つだと思う。今年度稼動した電子図書館システムの学校の活用状況はどうか。また小学校へも読書活動推進員を配置できないか。

次に、子どもの体力向上のため、安心して外遊びのできる場所を確保していただきたい。次に、障害児学級配置の介助指導員は、週三十時間勤務だが職責を果たせているのか。次に、家庭、保育所、幼稚園における就学前教育の充実方法について見解を伺いたい。

答弁：教育次長兼生涯学習部長
各学校からインターネットで図書館の本の検索、予約、貸出照会が可能となった。現在のところ予約の利用は少ないものの、貸出照会は極めて高い利用状況である。また学校へ貸し出した本の個人貸出しについては、今後学校と協議していく。次に遊び場を確保するため、毎週土曜日の午前中は、学校体育施設を自由な遊びやスポーツ少年団活動に優先的に開放している。今後は平日の放課後も学校体育施設、公民館等を積極的に活用していきたい。

ループをつくるよう指導するとともに、保護者との連携を密にし、児童の安全確保に万全を期していきたい。



答弁：学校教育部長
小・中学校の読書活動の充実を図っていくためには、読書ボランティアの定着が重要であると認識しており、今後積極的に読書活動推進員を育成していく。

次に、介助指導員の勤務時間は週三十時間、一日平均六時間ではあるが、各学校の実態に応じて勤務時間を割り振り、全職員との連携のもと学校全体で障害児教育の推進を図っている。次に、幼児教育の充実については、人を思いやる心や我慢する心を育むため、遊びを中心に様々な体験や小・中学生等様々な人とのかわりが持てる環境づくりに取り組んでいる。

再質問
水道料金について、市民の健康を守る福祉の立場から低所得者等に対する軽減措置を検討できないか。

答弁：助役
水道料金は受益者が限定されており、負担の公平性の観点から福祉施策として軽減措置を講ずることは考えていない。

鈴木利宏

市民フォーラム

人権行政のあり方について

質問

人権教育及び人権啓発推進基本計画が策定された。問題解決のためには、実態を正しく把握し、自立支援、社会参加のための具体策を実施すべきだと考える。人権教育・人権啓発推進懇話会の答申をもとに策定されているが、懇話会の設置時期と開催状況を伺う。懇話会の委員には当事者の代表を組み入れるべきだと思いませんか。

また、この計画は本市の実情を踏まえて策定しているとのことだが、懇話会の中で重点的な人権課題について当事者からヒアリングをしているのか。今後の推進体制について伺う。

答弁：市長
この基本計画は、人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進していくため、中・長期的な展望を持って策定したもので、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人等をめぐる問題を重要課題として位置付けている。各課題については既に基本計画を策定しており、それぞれ策定段階において諸団体の代表者に委員として参加していただいている。この計画はそれらの内容を踏まえるとともに、平素の諸団体等の意見、要望等も十分に勘案しながら策定している。

懇話会については、本年四月、人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱を定め、学識経験者、学校教育・社会教育・人権擁護・報道・企業の各関係者、住民代表、市職員二名の九名で構成する懇話会を設置した。委員の選任に当たっては、幅広い分野から様々な人権課題に精通した方をお願いをしている。

懇話会の開催状況については、開催前に計画の原案を示して説明した後、意見等をいただき、それを受けて九月四日に開催した。協議を踏まえた修正案については、各委員に個別に説明して了承を得る手続を経ている。なお、この懇話会には委員以外の出席は求めている。

人権教育及び人権啓発の推進については、社会的弱者の立場に立った推進が肝要であり、平素からその方々の要望等の把握に努めるとともに、行政、教育機関、市民団体、企業等が連携を保ちながらこの計画を推進していく。また、社会情勢の変化や新たな課題に適切に対応するために適宜見直しをしていきたい。



新市建設計画について

質問

① 来年四月、県立広島中学校・高校が開校する。説明会には予想を超える多くの方が参加されているが、高屋・高美が丘両中学校の入学生徒数がどの程度緩和できるのか。また、市内公立高校への進学率が四〇・二％しかない現状が、どの程度改善できるのか伺いたい。

西高屋地区には現在でも多くの青少年が通学しており、さらに過密度を増す。青少年の心の居場所となる施設の整備と専門知識のある職員配置が必要不可欠である。児童青少年センターの設置について早急に対応をしていただきたい。

西高屋駅周辺は朝夕通学・通勤者で大変混雑しており、四月以降さらに駅利用者が増加する。本年度中に安全対策を講じる必要があるが、どのように対処するのか。

子どもたちの安全確保については、通学路の整備と点検を早急に進めるとともに、学校施設の安全対策を進める必要があると考えるがどうか。

答弁：教育長

高屋・高美が丘両中学校の生徒数は、ここ三年間、減少傾向にある。また県立広島中学校へは地元の高屋町内の小学校から多くの児童が進学するものと予測される。そのため、両中学校への進学者は今後さらに減少するものと考えている。市内公立高校への進学率は、賀茂高校の定員が八十名減るものの、開校に伴い定員が二百四十名増えるので向上すると予測している。また平成十七年度から賀茂高校生活科学科等が募集停止となるが、合併すると市内公立高校が四校増えるので進学率は向上するものと考えている。

西高屋地区は県立中高一貫校を含めると約六千人の青少年が通う地区となり、青少年施設のニーズが非常に高い。現在、高屋福祉センターの改装を含め、総合的な子ども心の居場所づくりについて検討している。相談業務については、現在の児童青少年総合相談室を基本としつつ、総合的に検討していく。

西高屋駅周辺における通勤・通学時の混雑を緩和するため、現在県道東広島本郷忠海線に幅員三・五メートルの歩道整備が進められている。また広島県、JR、警察等の関係機関と緩和策についての協議を進め、今後計画がまとまれば順次整備していきたい。



▲ 夕方近くの西高屋駅

答弁：学校教育部長

通学路の安全確保については、警察等関係機関の参加のもと通学路安全検討委員会を年二回開催し、要望箇所の改善に向けて努力を続けている。今年度も現在まで、五十七件が改善済みまたは改善中となっている。危険度の高い箇所には、看板設置やカラー舗装等の対応もしていただいている。各学校、教育委員会では定期的に危険箇所の把握に努めており、今後もより一層関係機関との連携を密にして、通学路の安全確保に努めていきたい。

学校施設の安全対策については、今後とも国の学校施設整備指針に沿って整備を進めるとともに、地域や保護者の協力を得

に学校に向き、食の指導の充実に努めていきたい。

質問

② 各種審議会等の委員公募制導入については、六月定例会で「審議会等ごとに必要性を考慮し導入を検討していきたい」と答弁されたが、その後の設置状況、兼職の状況、公募の有無とその方法などを伺う。

審議会や懇話会には行政への専門知識の導入、行政の公平性の確保などが求められている。そのため、幅広く各界からの代表や公募により委員を募るべきだと思いがどうか。また透明性の確保のためには、審議会等の公開や議事録の閲覧ができるようにすべきだと思いがどうか。

答弁：総務部長

六月定例会以降、三つの審議会等において委員の選任を行った。法令の規定等により各要件に該当する適任者を選任したため、公募制は採用していない。また、延べ四百八十六名の委員のうち数名の兼職があるが、これは条例等で各種団体の代表者を委員とすること定められて

いるものが多いためである。

審議会等の委員の選任に当たって各関係団体の代表者を選任するとともに、必要に応じて市民アンケート調査や説明会などを実施し、より多くの方々の意見を集約するよう努めている。また各委員の専門的知識や多様な意見を審議に反映し、その適正性や公平性を確保するため、年齢制限、女性登用、兼職の制限など一定の基準を設けて見直しを図っている。公募制についてはそのメリット、デメリットも考慮しながら審議会等ごとに検討し、今後とも公平かつ中立的な判断をしていただける委員の選任に努めていきたい。

審議会の会議及び議事録の公開については、基本的には各合議体の決定に従うが、委員の率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがある場合などを除き、原則公開されるべきものであると考えている。したがって、今後とも公文書公開条例や個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、原則的には公開を前提とした審議会の運営に努めていきたい。



豪州・ニュージーラランド都市 坂本一彦

行政調査報告 村主武彦

全国市議会議長会主催による平成十五年度豪州・ニュージーラランド都市行政調査団は、平成十五年十月二十八日～十一月七日までの十一日間の行程でメルボルン（オーストラリア）、オークランド（ニュージーラランド）、シドニー（オーストラリア）の二カ国三都市を訪問し調査をした。この調査は、各都市における地方自治の行政施策の実情について認識を深めるとともに、訪問先関係者との交流や意見交換を通じ、相互理解のもと国際親善に寄与することを目的としている。



◎豪州
十月二十九日(水)

メルボルン市フィッツロイ公園視察

●メルボルン市の概要
人口三万四千百十二人（メルボルン都市圏・三百二十四万八千八百人）シドニーに次ぐオーストラリア第二の都市。ヴィクトリア州都であり、「英国より英国らしい街、文化と伝統の薫る街」と言われ、広大な緑地帯と街路樹に包まれ、政治・経済・文化の中心地である。

●フィッツロイ公園の概要

メルボルン市でも特に有名な公園で、年間約二百万人の国内外の観光客が訪れる。当公園では、市民が民間企業に公園管理を任せているのが特徴である。市内全体の公園面積は約七十七ヘクタールあり、そのうち当公園は約三十二ヘクタールの面積を占め、二十五名の職員で管理している。

十月三十日(木)

キングストン市議会訪問

●キングストン市の概要について
当市における市長及び助役の権限と役割について、また市議会が住民を通じて政策決定する過程について説明を受ける。当市の市議会議員は七名（他市では五～十二名）で、「市における意思決定機関は市議会」とのこと。当市では十のビレッジ・コミュニティ（地域委員会）を設け、この委員会を通じて、地域住民の意見を反映できるような体制にしている。

●キングストン市の雨水処理対策について

メルボルン市近郊に位置し、ポートフィリップ湾に面する人口約十三万五千人の都市である。市南部に位置するポートフィリップ湾はレクリエーションの場としても市民にとって重要な場所であり、釣りやヨット等が楽しめる。雨水がウォー

ディアル川やバターソン川、その他たくさんの配水管等を通して同湾に注がれており、雨水の処理は当市にとって重要な問題であるとのこと。そのため当市を含む周辺地方自治体において「雨水管理プラン」を策定し、雨水処理対策を講じている。道路から流れ込む雨水についても管理している。また、車の整備工場から排出される洗剤等について管理貢献した会社への表彰制度を設けるなど雨水浄化のため努力している。すべてきれいなポートフィリップ湾を取り戻すためである。

十月三十一日(金)

ヴィクトリア州緊急救命サービス (SEES) 訪問

●SEESの概要について
前進は民間の防衛団という形で発足し、一九七五年にSEESの名称で組織化し、緊急時における様々な権限が与えられた。SEESは洪水・地震・嵐等緊急事態が起きた際に対応しており、職員七十名、ボランティア組織百四十五部隊（五千五百名超）で対応しており、医師や牧師、精神学者等が無給で活動している。二〇〇二年～三年にかけて約一万二千回出動している。

◎ニュージーラランド
十一月二日(日)～三日(月)

オークランド市・マヌカウ市訪問

●マヌカウ市の概要
オークランドの郊外住宅地として発展し、人口は約二十七万人（約十二万世帯）国内第三位の数で二十歳未満の若年層人口が約四〇％を占めており、移民の割合が多いのが特徴である。市政は市長と七つの区から選出された十九名の議員で運営される。市のモットーは「市民のための市民の政治」発展と進歩を目指して共に努力するである。

十一月四日(火)

オークランド市役所訪問

●オークランド市の概要
ニュージーラランド最大の都市で人口は約三十五万四千人。商工業や海外貿易の中心地で国際空港も備える等、交通や物流の拠点として大きな役割を果たす近代都市である。

●オークランド市における行政改革について
当市の行政機構は、市民の直接選挙により選出される市長、その配下に市長が任命する総務局長、さらにその配下に総務局長が雇用する一般職員がいる。その他市議会や地域住民が参加する市民委員会が行政に関与している。一九八九年の合併以降は各部門が減少され効率的になっている。



◎豪州
十一月五日(水)

財団法人自治体国際化協会シドニー事務所訪問

●シドニー市の概要
人口約一万二千七百人であるが、都市圏域となると約三百八十二万一千四百人というオーストラリア最大の都市である。同国の経済・文化・商業の中心地として栄え、シドニー港は世界三大美港の一つである。

●自治体国際化協会シドニー事務所の役割

豪州及びニュージーラランドの地方自治制度を調査して日本の各自治体に紹介することが最も大きな職務であるが、日本の各公共団体関係者が豪州を訪問した際の支援等も行っている。

十一月六日(木)
シドニー市近郊のワリンガリー市にある

キンブリキ・ゴミ処理センター訪問

●キンブリキ・ゴミ処理センターの概要
廃棄物処理場であるが、処理場内のゴミについては、残土は内容物により分類され、木材ゴミはシュレッダーをかけた後に再利用され、一般の方が購入していくこともある。また、当施設内にはエコ・ガーデンというコンポストを利用して残飯をできるだけ再利用しようと市民を教育する施設がある。

こんなことが決まりました

皆さんから出された

陳情

陳情

受理状況

- ▽市町村管理栄養士設置についての陳情書
- ▽全国市長会が行う「平成十六年度予算に関する要望」に「最低保障年金制度の創設」などを加えていただくことについての要請
- ▽児童青少年センター増設について
- ▽「マイナス人勸による地域経済への悪影響を危惧し、最低賃金引き上げ、マイナス人勸不実施により、景気回復・地域経済振興に資する施策を講じることが政府、広島県に求める」との意見書送付を求める陳情書
- ▽市町村管理栄養士・栄養士設置についての陳情書
- ▽高屋地区への児童青少年センター設置について
- ▽電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書
- ▽私立幼稚園の運営支援を求める陳情書
- ▽年金改悪反対、大増税の中止を求める意見書送付を要請する陳情書

(所感)

各訪問先では市長をはじめ、担当職員・施設等の責任者の方々と意見交換を行い、地方行政の実情を聴取できた。また、産業廃棄物処理対策や災害対策、地方自治体の情報化推進など当初予定していた調査テーマについて、満足した調査結果が得られた。この貴重な経験をもとに、今後の市政発展・住民福祉の向上に努力して参りたい。

第4回定例会で可決した案件

議案	19件
承認案	1件
同意案	1件

特別委員会付託案件

- 平成十四年度歳入歳出決算の認定
- 平成十四年度水道事業会計決算の認定
- 決算特別委員長報告(要旨)

平成十五年第三回定例会最終日の九月二十九日に、これら二議案の付託を受け、十月一日から十日まで、部局ごとの審査、総括質疑、討論、採決を行っている。

平成十四年度歳入歳出決算の認定について、平成十四年度予算は、厳しい財政環境の中、今後の我が国の経済動向等を十分に踏まえ総合計画に基づき諸施策を厳選して実施することを基本に、「急激な社会情勢の変化への対応」と「都市の魅力づくりと都市機能の充実」を重点目標に編成され、各種施策が展開されている。



その結果、平成十四年度決算は、一般会計について、予算額三九四億六七二万三千円に対して歳入決算額三八四億四九四万三千円、歳出決算額三七六億四九二万九千円、形式収支は七億五九六万四千円、繰越金、翌年度への繰越財源三億五〇九万二千円を控除した実質収支は四億八七二万三千円、黒字となっている。

予算執行状況については、歳入では、収入済額の予算額に対する比率は九七・五％、調定額に対する比率は九五・五％となっている。前年度と比較すると一八億二九四万七千三百円、四・五％減少しており、これは財産収入、使用料及び手数料が増加したものの、利子割交付金、市税、市債、繰越金が大きく減少したことなどによる。歳入の四四・八％を占めている市税は、前年度比二・〇％減少し、その収納率も九一・二％と前年度を〇・五ポイント下回り、収入未済額も一五億三九五九万九千円と年々累積し多額となっている。

歳出では、予算額に対する執行率は九五・五％となっている。支出済額を前年度と比較すると一七億四九八万八千円、四・四％減少し、これは民生費、総務費、労働費が増加したものの、土木費、災害復旧費、衛生費、教育費が減少したことなどによる。歳出を性質別に見ると、義務的経費は前年度比一・一％、一億六七四万九千円増加し、構成比でも四一・九％と二・四ポイント増加し、その主な要因は、県からの事務移譲による児童扶養手当の支給開始等による扶助費の増や、退職手当の増による人件費の増によるものである。投資的経費は前年度比一八・三％、一八億五二二万七千円減と大幅に

減少し、構成比でも二一・九％と三・八ポイント低下し、その主な要因は、道路新設改良事業等の減や市営西住宅建築事業の完了等による普通建設事業費の減と、平成一一年度災害復旧事業がほぼ完了したことによる災害復旧事業費の減によるものである。

翌年度への繰越額は、西条駅前地区整備事業ほか一八事業において九億七四二万五千円、予算額に占める割合は二・五％で、前年度と比較して二億七五六万二千円、〇・八ポイント増加している。

不用額は七億八三九万九千円、予算額に占める割合は二・〇％、額にして三一八六万円増加している。不用額については、それぞれやむを得ない事情があることは理解できるが、予算編成時に内容の精査に努め、適宜、適正な補正により財源の効率的な運用を行うよう改善が望まれる。

二〇の特別会計の決算合計額は、歳入決算額二六二億八七二万八千円、歳出決算額二六〇億五五五万四千円、形式収支は一億五三二万四千円、繰越金、翌年度への繰越財源二〇二万三千円を控除した実質収支は一億三二九万五千円、黒字となっている。

これらの特別会計については、概ねその目的に沿った運営をされているが、収入金の状況を見ると、住宅新築資金等貸付金の償還率については一〇・七％で、前年度と比べ〇・六ポイント低下しており、依然として低率な状況となっている。国民健康保険税の収納率についても、滞納繰越分を含めた全体で六八・三％と、前年度と比べ〇・八ポイント低下しており、これらの収納対策に当たっては、各制度の趣旨が十分理解されるべく指導・助言に努め、未収入金の解消が図られるよう、なお一層の創意工夫と努力を望む。また、土地区画整理事業に係る保留地処分については、西条第一特別会計においては一区画も処分がなく、東広島駅前特別会計においても当初予算の二八・九％の処分率で、一般会計から多額の繰入れが生じている。厳しい経済情勢にはあるが、保留地の早期完売に向け

努力を望む。

審査の過程で各委員から指摘、要望のあった主な事項については次のとおりである。

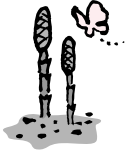
市税、使用料、償還金等あらゆる収入金について、その確保は財政基盤強化のため極めて重要であり、また負担の公平の原則の観点からも、滞納者の所得と生活実態の把握に努め負担能力に応じた迅速かつ的確な対応をすべく、関係部署、関係団体等と連携し適正な債権管理のもとあらゆる対策に取り組み、悪質滞納者に対しては厳しく法的措置を講じるなど、収納率の向上及び未収入金の解消に努めていただきたい。

市道の整備等市民要望の高い生活関連事業については、地域間における処理の公平性を確保するとともに、早期完了に向けて努力されたい。

職員の恒常的な時間外勤務と年々増加している病気休暇については、管理職に適切な指導、チェックを行わせる目標管理制度の徹底を図るなど、健康管理に十分留意し、縮減のための有効な対策を講じられたい。

その他、各家庭のごみの減量化、資源化と生活排水対策の啓発、団地のコミュニティプラント改修費助成制度の創設等汚水処理に係る市民負担の平準化、輪番制病院の適正な運営体制の確保、効果的な雇用対策による幅広い雇用機会の創出、農業生産法人の設立支援や地産地消の推進等農業振興の充実、学校給食施設の整備方針、区画整理事業の保留地処分対策、都市整備公社と農業公社のあり方など、広範にわたり、指摘、要望が出されている。

討論においては、「西条第一土地区画整理事業特別会計について、保留地処分の対策が不十分で、一般会計に影響が生じている。国民健康保険特別会計について、国保税の引上げにより滞納者が増加し、資格証明書発行の増加につながっている」との反対討論がなされたが、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決している。



平成十四年度水道事業会計決算の認定について、年度末における給水件数は四万七千七百九件で、前年度末と比較して一五八二件、三・四％増加し、給水人口は二〇万三千三百二人と二・〇％増加し、二・〇％増加している。また、水道普及率は八四・四％で、前年度と比較して〇・一ポイント向上している。年間配水量は二二〇〇万八三一九立方メートルで、前年度と比較して二・一％増加し、年間有収水量は一〇一七万三千七〇三立方メートルで、三・二％増加している。有収率は九三・〇％と前年度を〇・九ポイント上回っており、有収水量を用途別に見ると、家事用では前年度と比較して三・一％、工場用で八・二％増加している。

収益的収支については、事業収益は二八億五八八万六千円で、前年度と比較して六四八六万二千円増加し、その主な要因は、給水人口の増加等による給水収益の増などである。一方、事業費用は二八億三〇七二万九千円で、前年度と比較して二六四四万一千円減少し、その主な要因は、受託工事費、減価償却費及び泉用水からの受水費の減である。収支差引きで二八億五千七百七十円の純利益が生じている。

資本的収支については、収入総額が企業債の借入れ、国庫補助金、一般会計出資金、開発者からの工事負担金などにより五億六千三百八十八万五千円となっており、支出総額は第五期拡張事業の実施などにより一〇億二億四千九百九十九円となっている。収支差引不足額四億三千九百四十四円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんされている。

建設改良事業については、平成三年度から実施している上水道第五期拡張事業をはじめ、配水管整備事業、石綿管更新事業などに取り組んでいるが、総事業費八億四九二万六千円で、前年度と比較して六億八千五百四十八千円と大幅に減少している。このうち第五期拡張事業については総事業費七億二千七百八千円で、前年度と比較して四億四七〇万六千円減少し、その主な事業内容は、高屋低区ポンプ所築造工事、

高屋低区配水池造成工事、配水管布設工事などである。なお、建設改良費が減少した主な要因は、上水道拡張事業などの工事件数の減少と、配水池造成工事などで事業の調整に時間を要したことにより四億六八七万五千円の繰越額が生じたことによる。

審査の過程で各委員から指摘、要望のあった主な事項については次のとおりである。

水道料金の収納対策については、コンビニエンスストアでの収納の取扱いにより市民の利便性が向上し成果も出ており、より一層の利用の促進を図るとともに、受益者負担の公平性の確保の観点から引き続き、有効な収納強化対策を講じられたい。

経営努力により水道料金を据え置いてきたことについては、一定の評価はできるものの、今後水道事業経営がますます厳しさを増してくるものと予測される中、高利率の企業債の借り替えの要望や、給水量の増加、有収率の向上等により給水原価を引き下げ、現行の水道料金を据え置いていただきたい。

採決の結果は、全会一致をもって認定すべきものと決している。

委員会審査の過程において、委員各位から貴重な指摘及び要望、意見が述べられており、これらの点を含め、今後の行政執行の上で十分留意され改善を図られるよう要望するとともに、新年度予算編成においても十二分に反映されることを強く要望する。

反対討論(要旨)

二つの区画整理事業の特別会計については販売計画を大幅に下回っているが、一般会計の財政を圧迫することになるので今後の努力をお願いする。また税の滞納者が増える中で国保税を引き上げるべきではなかった。



総務委員会付託案件

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正

市議会議員並びに市長、助役及び収入役の期末手当の支給率の引き下げ等を行うもの。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

教育長の期末手当の支給率の引き下げ等を行うもの。

職員等の給与に関する条例の一部改正

国家公務員の一般職の職員の給与改定等に合わせて、本市職員の給料月額を引き下げるとともに、扶養手当及び住居手当の支給額、初任給調整手当の支給限度額、通勤手当の支給方法及び支給限度額並びに期末手当の支給率等の改定を行うもの。

反対討論(要旨)

個人の給与を引き下げることには不況からの脱却を一層困難にする。また不慮及の原則に則り、さかのぼって給与を引き下げることにはあつてはならない。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

企業職員の期末手当の支給時期を改正するとともに、雇用保険法の一部改正に伴い、失業した企業職員に係る退職手当の額に関する規定の整備を行うもの。

職員退職手当支給条例等の一部改正

国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げに合わせ、本市職員の退職手当の支給水準について、長期勤続者に対する退職手当の算定の際に乗じる調整率を引き下げるとともに、雇用保険法の一部改正に伴い、失業した職員に係る退職手当の額に関する規定の整備を行うもの。

○平成十五年度一般会計補正予算(第四号)

増額 六億四〇六〇万四千円
総額 三八二億二五二万九千円
期末手当の支給率の改定に伴う減額、早期退職者に係る退職手当の増額、財政調整基金への積立金の追加、重度心身障害者医療費支給事業費の減額、農事組合法人設立支援補助金の追加、西条駅前地区整備事業費の増額、市民文化センター駐車場用地購入費の追加等を行うもの。

反対討論(要旨)

個人の給与を引き下げることが不況からの脱却を一層困難にする。また不遡及の原則に則り、さかのぼって給与を引き下げることがあつてはならない。



文教厚生委員会付託案件

○国民健康保険条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、上場株式等の譲渡所得を有する国民健康保険税の納税義務者について、証券業者が上場株式等取引報告書を提出することにより申告書の提出を要しないこととする特例を廃止するもの。

○平成十五年国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

増額 一億二六七万五千円
総額 七三億三八七万一千円
職員給与費や電算システムの改修に係る経費、退職被保険者の増加に伴う退職被保険者等医療報酬及び高額療養費償還払の増、老人保健医療費拠出金の減、平成十四年度の療養給付費負担金の精算償還などによるもの。

反対討論(要旨)

個人の給与を引き下げることが不況からの脱

却を一層困難にする。また不遡及の原則に則り、さかのぼって給与を引き下げることがあつてはならない。

○平成十五年老人保健特別会計補正予算(第三号)

減額 一〇五万円
総額 九六億七八八二万七千円
給与改定等に伴う職員給与の減によるもの。

反対討論(要旨)

個人の給与を引き下げることが不況からの脱却を一層困難にする。また不遡及の原則に則り、さかのぼって給与を引き下げることがあつてはならない。

○平成十五年介護保険特別会計補正予算(第二号)

増額 一二四万九千円
総額 四六億九二六万円
給与改定等に伴う職員給与の減、平成十四年度の介護給付費原負担金等の精算償還などによるもの。

反対討論(要旨)

個人の給与を引き下げることが不況からの脱却を一層困難にする。また不遡及の原則に則り、さかのぼって給与を引き下げることがあつてはならない。

建設委員会付託案件

○訴えの提起について

市営土与丸住宅三六号の入居者を相手として、当該住宅を明け渡し、滞納家賃等を支払わなければならぬ旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起するもの。



○訴えの提起について

市営石道住宅二八号の入居者を相手として、当該住宅を明け渡し、滞納家賃等を支払わなければならぬ旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起するもの。

○訴えの提起について

市営新向原住宅一―二〇六号の入居者を相手として、当該住宅を明け渡し、滞納家賃等を支払わなければならぬ旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起するもの。

○市道の路線の廃止について

市道の改良工事の完成に伴う路線の起点の変更、ほ場整備事業の完了に伴う路線の終点等の変更及び路線の見直しを行う必要が生じたため、市道九路線を廃止するもの。

○市道の路線の認定について

一般交通の用に供するため、市道の改良工事の完成及びほ場整備事業の完了に伴う路線の起点・終点等の変更及び路線の見直しを行った八路線を市道として認定するもの。

○平成十五年度公共下水道事業特別会計補正予算(第二号)

増額 五四八万二千元
総額 五四億九五〇二万八千元
職員給与の調整によるもの。

反対討論(要旨)

給与をさかのぼって引き下げることによる補正である。

○平成十五年度水道事業会計補正予算(第二号)

増額 三〇六万九千円
総額 三〇億八八七万九千円
収益的収入
減額 八七二万九千円
総額 三〇億四六六万八千円
収入は土地の取得原価を除いた売却益、支

出は職員給与費の減によるもの。
資本的収入 三〇三万五千元
増額 七億六九七万七千円
資本的支出 八七七万六千円
減額 一二億五八五万九千円
収入は土地の売却に伴う土地取得原価の補正、支出は職員給与費の減によるもの。

反対討論(要旨)

給与をさかのぼって引き下げることによる補正である。



即決された案件

○専決処分の承認

平成十五年度一般会計補正予算(第三号)
増額 四二六三万七千円
総額 三七五億八四六万五千元
衆議院議員総選挙に係る経費の追加。

○御園宇財産区管理委員の選任の同意

東広島市西条中央三丁目一七番二四号 上野 一義
東広島市西条町大字御園宇六二六四番地 竹内 治朗
東広島市鏡山三丁目五番一二号 藏田 誠
東広島市西条町大字御園宇三五〇四番地の一 加藤 親弘
東広島市西条町大字御園宇四一七三番地の一 爲久 敏春
東広島市西条町大字御園宇四七四〇番地 藤井 幹男

議会活動状況

平成15年1月1日から平成15年12月31日
までの1年間の市議会の活動

総括表

区分	会議別	第1回定例会	第1回臨時会	第2回臨時会	第3回臨時会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会	合計
議案	議案	57	1		1	15	13	17	104
	条 例	(16)				(6)	(4)	(6)	32
	予 算	(36)				(2)	(4)	(6)	48
	そ の 他	(5)	(1)		(1)	(5)	(2)	(5)	19
	議員提出					(2)	(3)		5
	認 定								2
	承 認			6		3		1	10
	同 意			1		5	1	1	8
	諮 問					1	1		2
	計	57	1	7	1	24	15	21	126
付議案件	原案可決	57	1		1	15	13	17	104
	認定可決								2
	承認可決			6		3		1	10
	同意可決			1		5	1	1	8
	適任可決					1	1		2
	修正可決								
	原案否決								
	継続審査								
	審議未了								
	撤回								
計(継続審査を除く)									
選挙			4						4
報告	1		1		7	4	1		14
請願	付議件数								
	審査結果								
	採択								
	不採択								
	継続審査								
取り下げ									
審議未了									
陳情	3	2			3	4	9		21
代表・一般質問者	9				13	14	13		49

本会議

区分 会議別	開会月日	閉会月日	会期 日数	開議 日数	出席 延人数	説明員 延人数	傍聴者 延人数
	第1回定例会	2月19日	3月19日	29日	6日	171人	108人
第1回臨時会	3月28日	3月28日	1日	1日	27人	18人	1人
第2回臨時会	5月12日	5月14日	3日	3日	85人	38人	6人
第3回臨時会	5月19日	5月19日	1日	1日	29人	19人	5人
第2回定例会	6月13日	6月26日	14日	5日	148人	95人	44人
第3回定例会	9月12日	9月29日	18日	5日	144人	95人	61人
第4回定例会	12月5日	12月17日	13日	5日	146人	95人	145人
計	—	—	79日	26日	750人	468人	291人

委員会・協議会

区分 委員会別	開 会 中		閉 会 中		合 計	
	開 催 延日数 (回数)	出 席 延人数	開 催 延日数 (回数)	出 席 延人数	開 催 延日数 (回数)	出 席 延人数
	常任委員会					
総務委員会	9日	59人	6日	41人	15日	100人
文教厚生委員会	7日	53人	8日	60人	15日	113人
市民経済委員会	5日	33人	7日	47人	12日	80人
建設委員会	5日	38人	6日	44人	11日	82人
小 計	26日	183人	27日	192人	53日	375人
議会運営委員会	10日	78人	10日	75人	20日	153人
合併に関する調査特別委員会	8日	184人	15日	379人	23日	563人
予算特別委員会	10日	126人	—	—	10日	126人
決算特別委員会	—	—	9日	106人	9日	106人
全員協議会	8日	228人	9日	239人	17日	467人
議会会報委員会	—	—	6日	45人	6日	45人
合 計	62日	799人	76日	1,036人	138日	1,835人

議会のうごき

11・10	市民経済委員会	第一委員会	室
11・11	大阪府寝屋川市来市	第二委員会	室
11・17	文教厚生委員会	第一委員会	室
〃	建設委員会	第二委員会	室
〃	全員協議会	第一委員会	室
〃	正副議長・常任委員長会議	正副議長	室
11・18	千葉県富津市来市	第二委員会	室
11・19	文教厚生委員会	第一委員会	室
11・20	議会運営委員会	〃	
〃	大分県別府市来市	第二委員会	室
11・21	福井県鯖江市来市	〃	
11・27	福井県大野市来市	三ツ城小学校	
11・28	建設委員会	第一委員会	室
12・1	総務委員会	〃	
〃	合併に関する調査特別委員会	〃	
12・2	文教厚生委員会	〃	
12・3	市民経済委員会	〃	
〃	議会運営委員会	〃	
〃	会派会長会議	第二委員会	室
12・5	平成15年第4回定例会(1日目)	議場	
〃	合併に関する調査特別委員会	第一委員会	室
12・8	平成15年第4回定例会(2日目)	議場	
12・9	平成15年第4回定例会(3日目)	〃	
12・10	平成15年第4回定例会(4日目)	〃	
12・11	建設委員会	第一委員会	室
12・12	文教厚生委員会	〃	
12・15	市民経済委員会	〃	
12・16	総務委員会	〃	
12・17	平成15年第4回定例会(5日目)	議場	
〃	議会運営委員会	第一委員会	室
12・18	静岡県浜松市来市	〃	
12・24	合併に関する調査特別委員会	〃	
〃	宮城県仙台市・名取市来市	第二委員会	室
12・25	市民経済委員会	第一委員会	室
1・14	建設委員会	〃	
1・19	市民経済委員会	第二委員会	室
〃	全員協議会	第一委員会	室
〃	正副議長・委員長会議	正副議長	室
1・26	山形県山形市来市	第二委員会	室
1・28	合併に関する調査特別委員会	第一委員会	室
1・30	愛知県刈谷市来市	三ツ城小学校 西条学校給食センター	
2・4	北海道岩見沢市来市	第二委員会	室
2・6	熊本県本渡市来市	〃	
2・9	議会会報委員会	第一委員会	室
〃	議会運営委員会	〃	

請願

請願とは、市政について要望や意見があるときに、住民が議会に対して「～してほしい」と文書によって希望を述べるもので、議員の紹介を必要とします。

請願は受理されると本会議の議題とされます。審査の結果、採択された請願については、議会自体で対応のできるものは速やかに措置し、市長を始めとする執行機関等において措置することが適当なものは、これに送付しその実現を求めます。

また、必要があれば、執行機関等に請願の処理の経過及び結果の報告を求めます。

議会豆知識

平和・非核兵器 都市宣言 人権尊重都市宣言 東広島市

■本会議を傍聴 してみませんか■

現在、平成16年第1回定例会が開催されています。

議会の本議会は原則として公開されており、だれでも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、本会議開会日の当日、議会事務局で傍聴券を受け取り入場してください。席は42席あります。また、エレベーターが設置されているので、車いすのまま傍聴できます。席は2席あります。

問い合わせ／市議会事務局 ☎420-0966

編集後記

平成十六年の新年を迎え市民の皆様には希望に満ちた毎日をお過ごしのこととお喜び申し上げます。

今年の干支は申年で猿は縁起のいい動物です。昨年来より暗い出来事ばかりで、特に北朝鮮の拉致事件問題、イラク戦争、猿の力を借りても早期解決を望むものです。

前回の申年(平成四年)では日本人宇宙飛行士、毛利衛氏が乗船したアメリカのスペースシャトル「エンデバー」の打ち上げがあり、順調な飛行を終え地球への生還を果たしたニュースは記憶に新しく時の速さを感じさせてくれます。

さて、昨年の四月の統一地方選で議員に選出され、一年になるうとしていきます。同時に広報委員会の一員となり「市議会だより」の編集に携わらせていただくようになりました。議会議員になるまでは「議会だより」は斜め読みする程度でしたので、いざ編集作業となると戸惑いだらけで大変でした。質問、「答弁」の主意が変わる、誤字修正等々、編集委員全員一丸となつて取り組んでいます。

市民の皆様にはこの市議会だよりに深く興味を持っていただき、幅広い市民の皆様にご覧いただきたく、常に創意工夫をし、市民の皆様の見も取り入れてまいります。

今後とも「市議会だより」を広く活用していただけたら幸いです。

最後に、議会の傍聴は誰でも出来ます。ぜひ定例市議会にはお場にお出かけくださいますようお願いいたします。

牧尾 良二